

平成25年(ワ)第46号, 同第220号 損害賠償請求事件

原告 武田悦子 ほか1392名

被告 国 ほか1名

第6準備書面

平成27年1月7日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋渡 利美 

被告国指定代理人

岩崎 慎 

岩名 勝彦 

寺岡 拓也 

千葉 健一 

杉山 典子 

多賀井 満理 

篠原 智仁 

林 周作 

菊池 憲久 

美崎 大典 

佐藤 友弥 

角	掛	幹	也	邊
吉	田		渡	邊
田	村	悠	紀	邊
小	館	卓	司	邊
東	海	林	秀	邊
稻	川	延	康	邊
鷄	德		学	邊
矢	口	光	春	邊
渡	邊	雄	一	邊
大	下		哲	邊
鶴	園	孝	夫	邊
武	田	龍	夫	邊
泉		雄	大	邊
三	田	裕	信	邊
堀	口		晋	邊
村	川	正	德	邊
中	川	幸	成	邊
木	村	真	一	邊
山	形	浩	史	邊
村	田	真	一	邊
足	立	恭	二	邊

荒川一郎 代
忠内巖大 代
小林勝 代
渡邊桂一 代
桐原大輔 代
石井大貴 代
高木駿平 代
加藤彰二 代
村上豊 代
金井貴大 代
細川成己 代
石崎裕司 代
梅原徹也 代
川原佑介 代
常泉周二 代
永島徹也 代
真先正人 代
石塚哲朗 代
黒瀬絢子 代
大澤友里恵 代
秦康之 代

水	谷	努	代
山	本	泰	代
一	井	里	代
富	田	茉	代
佐	藤	隼	代
五	味	俊太郎	代
在	原	雅	代

第1	はじめに	1
第2	原告ら準備書面(11)に対する認否	3
1	「第1 原子力発電所の危険性と米国における安全確保対策の推移」について	3
2	「第2 原子力発電所の安全規制の仕組み」について	6
3	「第3 原子力発電所の安全規制においてとられるべきシビアアクシデント対策」について	16
4	「第4 国がシビアアクシデント対策を法規制の対象としなかったこと」について	19
第3	原告ら準備書面(14)に対する認否	22
1	「第1 本書面の目的」について	22
2	「第2 設計基準事象に基づく安全確保とシビアアクシデント対策」について	22
3	「第3 2つの過失（結果回避義務違反）について」について	24
4	「第4 2つの過失と予見可能性の対象」について	25
5	「第5 国はシビアアクシデント対策の必要性を認識しながら法規制化を放棄した」について	26
第4	予見可能性の対象について	31
1	原告らの主張	31
2	「シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策をなすべき結果回避義務」を基礎づける予見可能性なるものを措定する原告らの主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みを誤るものであること	31
第5	シビアアクシデント対策について	36
1	我が国の法制度上、シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされていなかったこと	36
2	被告国が、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として行政	

	指導等を行ってきたことにつき何ら不合理な点はなく，国賠法上の違法性があるとはいえないこと	44
第6	指針類，省令62号が不合理であったとは認められないこと	54
1	はじめに	54
2	指針類と省令62号の関係	55
3	「残余のリスク」への対策は法規制の対象とされておらず，これを省令62号に盛り込むことはできなかったこと（原告ら主張①について）	56
4	地震及び津波との関係で省令62号8条の2及び33条4項並びに16条5号及び33条5項は問題とならないこと（原告ら主張②③について）	59
5	原子炉施設の安全確保に当たっては，地震と津波の同時発生による原子炉施設への損傷等の危険も考慮されていること（原告ら主張②③について）	62
6	指針及び省令62号において短時間の全交流電源喪失を規定したことが不合理ではないこと（原告ら主張③について）	64
7	福島第一発電所事故後の省令62号の改正等の措置を同事故前に行わなかったことが著しく合理性を欠くとは認められないこと	70
第7	経済産業大臣は，基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を是正するために，省令62号に新たな規定を設け，これに適合するよう技術基準適合命令を発令することはできなかったこと	71
1	はじめに	71
2	炉規法の段階的規制の仕組み	71
3	経済産業大臣は，基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題を，技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかったこと	77
4	改正後の炉規法においては，使用停止等処分を発することによって既存の原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能となったこと	79
5	小括	82

第8	原告らの求釈明に対する回答	82
1	指針類の位置づけについて（原告らの2014年7月23日付け意見陳述書（被告らの準備書面に対する求釈明）第2の2）	82
2	シビアアクシデント対策について（同意見陳述書第2の3）	83

第1 はじめに

1 被告国は、本準備書面において、原告らの2014（平成26）年3月5日付け準備書面(11)（以下「原告ら準備書面(11)」という。）及び原告らの同年5月7日付け準備書面(14)（以下「原告ら準備書面(14)」という。）に対する認否を行う（後記第2，第3）。

2 また、以下の点について従前の主張をふえんしつつ、原告らの主張に対して反論する。

(1) 「設計基準事象としての『地震及びこれに随伴する津波』の予見可能性」と「シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策をなすべき結果回避義務」を基礎づける予見可能性なるものを措定し、具体的な事象の予見は不要であるとする原告らの主張は、違法性判断の前提として、具体的な法益侵害の危険性に対する認識が問われる予見可能性の対象と、安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同している点において誤っている。これをおいても、具体的な事象について予見が不要であるとする原告らの主張は、「具体的な事情の下」において著しく合理性を欠くかによって判断する累次の最高裁判決によって確立された規制権限不行使の違法性判断枠組みと異なる立場を採るもので誤りである（後記第4）。

(2) シビアアクシデント対策は、福島第一発電所事故の発生を受けて、平成24年法律第47号による炉規法の改正により創設的に法規制の対象とされたものであり、それ以前は法規制の対象とされていなかった。そのため、段階的安全規制の下、炉規法に基づく設置許可段階における原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査するための基準となる指針類と整合的、体系的に理解されるべき詳細設計に係る技術基準を定めた省令62号においても、炉規法や指針類が対象としていなかったシビアアクシデント対策を規定することはできなかった。もっとも、被告国は、電気事業者の自主的取組とされたシビアアクシデント対策について、被告東電を含む電気事業者

に対して必要な行政指導等を継続的に行ってきたものであり、我が国の原子力に対する安全規制は、世界的な権威である I A E A が行う総合原子力安全規制評価サービス（I R R S）においても、良好であると評価されていた。したがって、被告国がシビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として行政指導等を行ってきたことにつき何ら不合理な点はなく、国賠法上の違法があるということとはできない（後記第5）。

(3) 平成18年耐震設計審査指針の解説に記載された「残余のリスク」は法規制の対象とされておらず、これを省令62号に盛り込むことはできなかった。原子炉施設の安全確保に当たっては、安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針において地震と津波の同時発生による原子炉施設への損傷等の危険も考慮されており、短時間の全交流電源喪失について規定した安全設計審査指針2.7及び省令62号16条5号及び33条5項が不合理であったといえない。指針類、省令62号に問題があったかのようにいう原告らの主張には理由がない（後記第6）。

(4) 原告らが講じるべきであったと主張する「防潮堤の設置」、「防潮扉の設置」及び「重要機器の水密化や高い位置への設置」などの対策を講じることが、本件地震に伴う津波と同程度の津波又は福島第一発電所の建屋の敷地高さを前提とした津波の到来に対する対策を講じることが求めるといえるものであるとすれば、いずれも基本設計ないし基本設計方針の変更を要する。しかるに、炉規法が採用する段階的安全規制の下においては、詳細設計について規制すべき省令62号の改正や、これを改正した上での電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により是正することはできなかった。したがって、上記の各対策を省令62号の改正や技術基準適合命令により規制しなかったことの違法をいう原告らの主張は失当である（後記第7）。

3 さらに、原告らの求釈明に対し、必要と認める限りで回答する（後記第8）。なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例

による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 原告ら準備書面(11)に対する認否

1 「第1 原子力発電所の危険性と米国における安全確保対策の推移」(6～13ページ)について

(1) 「1 『軽水炉』型原子力発電所の本質的危険性」について

ア 「(1) 軽水炉型とは」について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落(「軽水炉の…言われている。’)は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 軽水炉は高いリスクをもつ」について

(ア) アについて

a 第1段落はおおむね認める。ただし、熱を発生させるのは炉心そのものではなく炉心内の燃料棒である。

b 第2段落について

第1文から第3文(「炉心には…2840℃である。’)は認める。

第4文(「運転中の…言われている。’)は、運転中の被覆管の温度が約300℃であることは認め、その余は否認する。運転中のペレット中心の温度は1560℃前後である。

c 第3段落は、化石燃料を燃やすボイラーと原子炉とでは出力密度に差があり、原子炉の方が出力密度が高いことは認めるが、その余は不知。

d 第4段落について

第1文及び第2文(「沸騰水型炉…送り出される。’)は認める。

第3文(「このように…大量のものである。’)は不知。

e 第5段落は認める。

(イ) イについて

- a 第1段落は、軽水炉の炉心では核分裂による高熱の発生を大量の水の循環による熱の除去によって制御していること、熱除去ができなくなった場合に、被覆管の温度が急激に上昇する可能性があることは認め、「2000℃まで」との部分は不知。
- b 第2段落は、ジルコニウム合金は、1200℃を超えると酸化が始まり水素が発生すること、二酸化ウランの温度が融点（2840℃）を超えると炉心溶融につながる可能性があることは認める。
- c 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) ウについて

- a 第1段落は、ボイラーは燃焼を止めれば熱の発生が止まるのに対し、原子炉の場合は制御棒が挿入されて核分裂反応が止まっても崩壊熱の発生が続くことは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。
- b 第2段落は、「綱渡り的な」との部分は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。
- c 第3段落は、一般論として、原子炉の冷却に電源が重要であることは認め、「電源がすべて喪失してしまうと冷却材を循環させることができず」との点は否認する。ICやRCICといった電源を要しない冷却設備もある。

ウ 「(3) 軽水炉の安全の要である冷却設備」について

認める。

エ 「(4) 要の冷却設備を動かす電源システムと全交流電源喪失事象」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(4) 第3段落は、原告らの用語の使用方法に関する説明であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 米国における原子炉の安全性確保に関する考え方の進展」について

ア 柱書きについて

前置き部分であるため、認否の限りでない。

イ 「(1)『距離』と『格納容器』に依存した安全性への『信仰』」について

原告らが引用する文献（甲B第27号証及び甲B第28号証）に原告らが引用する趣旨の記載があることは認める。

ウ 「(2)『信仰』から『DBEに基づく設計に基づく安全の確保』に」について

原告らの引用する文献（甲A第8号証）に原告らが引用する趣旨の記載があることは認める。

エ 「(3)シビアアクシデント対策の必要性が共通認識に」について

(7) 「ア 設計基準事象に基づく設計による安全確保の限界」について

a 第1段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は、原告らが引用する文献（甲B第27号証）に原告らが引用する趣旨の記載があることは認める。

(イ) 「イ 米国原子力委員会のラスムセン報告」について

a 第1段落について

第1文（「米国原子力委員会…の番号が付く。」）は認める。

第2文及び第3文（「AEC…ている。」）は不知。

b 第2段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 「ウ スリーマイル島原発事故によるシビアアクシデント対策の必

要性の認識」について

- a 第1段落及び第2段落は認める。
- b 第3段落は、1979年にスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故が一般にシビアアクシデントと評価されていることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。
- c 第4段落は認める。
- d 第5段落は、「確率論的安全評価を通じての原子炉の安全評価が国際的な標準とされていくこととなった」との部分は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。
- e 第6段落（「以上の経過…要約されている。」）は、認否の限りでない。
- f 第7段落（『シビアアクシデントの検討…2～3頁。』）は認める。

オ 「(4) 米国におけるその後の推移」について

原告らが引用する文献（甲A第8号証）に原告らが引用する趣旨の記載があることは認める。

カ 「(5) 原子炉の安全規制の動向の中での本件事故の位置づけ」について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

2 「第2 原子力発電所の安全規制の仕組み」（13～62ページ）について

(1) 「1 原子力発電所に対する法規制の仕組みの概略」について

ア 「(1) 原子力発電所に対する法規制の仕組み」について

(ア) 「ア 原子炉の設置に関する法規制」について

認める。

(イ) 「イ 実用発電用原子炉の使用等に関する法規制」について

認める。

(ウ) 「ウ 原子力発電所の安全規制は経済産業大臣が規制権限を有している」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力安全委員会の所掌事務と権限」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(イ) 第3段落について

第1文(「同法は…定める(23条)。」)は、平成11年法律第102号による改正前の規定と解した上で認める。なお、同規定は、同改正により削除された。

第2文(「また、…と定める。」)は認める。

(ウ) 第4段落は、認否の限りでない。

ウ 「(3) 指針類は原子炉の安全規制の基準となっている」について

原子力の安全規制に関する各種指針類の策定が原子力安全委員会の活動であることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

エ 「(4) 原子力安全委員会の『企画、審議及び決定』と行政庁の規制との関係」について

(7) 「ア 伊方原発最高裁判決」について

a 第1段落(「伊方原子力発電所…判示する。」)及び第2段落(「原子炉施設の安全性…解すべきである。」)は認める。

b 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「イ 運転中の原子力発電所に対する経済産業大臣の規制権限行使」

について

一般論として、運転中の原子力発電所の原子炉に対して、経済産業大臣が電気事業法に基づく規制権限を有することは認め、その余は争う。

オ 「(5) 行政庁は最新の科学技術的知見に基づく安全規制をする責務を負う」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(4) 第3段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 原子力基本法を中心とする法体系と原子力安全委員会の所掌」について

ア 「(1) 原子力基本法の制定とその法体系」について

(7) 第1段落は、原子力が国による法規制の下で開発、研究、利用が認められていることは認め、その余は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 第2段落について

第1文ないし第4文（「原子力基本法は…第4号議事録」。）は認める。

第5文（「かくして…成立した。」）は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(7) 第3段落から第5段落は認める。

(4) 第6段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力委員会、原子力安全委員会の設置」について
認める。

ウ 「(3) 1978年改正による原子力安全委員会の設置」について

(7) 第1段落は認める。

- (イ) 第2段落から第4段落は、原子力行政懇談会の「原子力行政体制の改革、強化に関する意見」(甲A第47号証)において、原告らが引用する提言がされていることは認める。
- (ウ) 第5段落(「こうして・・・示されることになった。」)は、昭和53年の法改正により、原子力基本法2条が、原告らが引用するとおり改正されたことは認める。
- (エ) 第6段落から第10段落は認める。
- (オ) 第11段落(「以上から・・・されている(同法24条)。」)は、原子力に関する国の安全規制が直接的には経済産業大臣等の行政機関によって行われること、原子力安全委員会が中立的な立場で国による安全規制の基本的な考え方を決定することは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

エ 「(4) 原子力安全委員会の活動」について
認める。

(3) 「3 原子炉の安全に関する指針類の機能」について

ア 「(1) 原子炉の安全規制において指針類の果たす機能」について

(ア) 「ア 指針類は原子炉の安全規制の基準となっている」について

a 第1段落及び第2段落について

原子力の安全規制に関する各種指針類の策定が原子力安全委員会の活動であることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第3段落について

第1文及び第2文(「後述のとおり…24条2項。」)は認める。

第3文(「このように…である。」)は、炉規法上、原子炉設置許可の権限を経済産業大臣が有していることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「イ 指針類が原子力安全委員会の所管事項とされた趣旨」について

a 第1段落は、同段落9行目及び10行目の「原子力が通常の科学技術のレベルを超えた制御不能な『異質な危険』を内包していることから」とある部分及び同段落11行目の「受容不能な」とある部分は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。

b 第2段落及び第3段落は、原告らが引用する炉規法、電気事業法及び省令62号の各規定の内容は認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 「ウ 伊方原発最高裁判決」について

原告ら指摘の判示がされていることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 指針類の体系」について

認める。

ウ 「(3) 主な指針類の策定と改訂経緯及びその問題点」について

(ア) 「ア 立地審査指針の策定と改訂の経過」について

a 「(ア) 立地審査指針の策定とその内容」について

(a) 「a 策定と目的」について

認める。

(b) 「b 基本的考え方」について

認める。

(c) 「c 内容」について

認める。

(d) 「d」について

原子炉立地審査指針において、原則的立地条件の一つとして、「大

きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。」と定められていること、基本的目標として、「(前略) 重大な事故 (中略) の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。」と定められていること、「(前略) 仮想事故 (中略) の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。」と定められていることは認める。

b 「(イ) 立地審査指針は今日まで大きな改正がされていない」について

「基本的部分」が不明確なため、認否できない。なお、昭和39年5月27日に策定された原子炉立地審査指針は、平成元年3月27日に一部改訂されている。

(イ) 「イ 安全設計審査指針の策定と改訂の経緯」について
認める。

(ウ) 「ウ 耐震設計審査指針の策定と改訂の経過」(35ページ)について

a 「(ア) 指針策定の経緯」について
認める。

b 「(イ) 旧耐震設計審査指針の内容」について
(a) 第1段落について

第1文から第3文(「旧耐震設計審査指針は、…地震力を定めていた。」)は認める。

第4文(「もつとも…限られていた。」)は、内容が不正確であるため否認する。Aクラスの施設は、設計用最強地震による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に耐えることが要求さ

- れ、Asクラスの施設は、設計用限界地震による地震力に対してその安全機能を保持できることが要求される。そして、設計用最強地震としては、歴史的資料から過去において敷地又はその近傍に影響を与えたと考えられる地震が再び起こり、敷地及びその周辺に同様の影響を与えるおそれのある地震及び近い将来敷地に影響を与えるおそれのある活動度の高い活断層による地震のうちから最も影響の大きいものを想定し、設計用限界地震としては、地震学的見地に立脚し設計用最強地震を上回る地震について、過去の地震の発生状況、敷地周辺の活断層の性質及び地震地体構造に基づき工学的見地からの検討を加え、最も影響の大きいものを想定するものとされている。
- (b) 第2段落は、昭和53年9月29日に原子力委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」において津波に関する定めがなかったことは認める。
- c 「(ウ) 1981年及び2001年の指針改訂」について認める。
- d 「(エ) 2006年の新耐震設計審査指針策定」について
- (a) 「a 兵庫県南部地震を契機とする指針改訂の動き」について
- i 第1段落は、昭和56年の耐震設計審査指針から平成18年の耐震設計審査指針改訂まで25年が経過したこと、その間に地震学及び地震工学に関する新たな知見が蓄積されたこと、平成7年1月に兵庫県南部地震が発生し断層の活動様式や地震動の特性、構造物の耐震性等について原子力施設においても耐震性を保持すべき必要性が高まったこと、平成12年10月に鳥取県西部沖地震が発生したこと、上記蓄積された知見や発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映して旧指針を全面的に見直し、平成18年の耐震設計審査指針

を策定したことは認め、その余は不知。

ii 第2段落は認める。

(b) 「b 指針改訂作業の開始と構成員の問題点」について

i 第1段落は認める。

ii 第2段落は、政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載がある（甲A第2号証・本文編383ページ）ことは認める。

iii 第3段落は、「基準地震動を超える揺れ」とある部分を「一部の周期で基準地震動を超える揺れ」と解した上で認める。

e 「(オ) 新耐震設計審査指針の内容」について

(a) 「a 新耐震設計審査指針決定」について

原子力安全委員会が平成18年9月19日に新耐震設計審査指針を決定したこと、新耐震設計審査指針の「1. はしがき」に原告らの引用する記載があること、新耐震設計審査指針が「発電用軽水型原子炉施設」に適用されるものであること、新耐震設計審査指針が策定時点における既設炉について直接適用されるものでないことは認める。

(b) 「b 新耐震設計審査指針における主な変更点」について

認める。

(c) 「c 基準地震動 S_s の策定」について

認める。

(d) 「d 『残余のリスク』を考慮した基本方針」について

i 第1文から第4文（「新耐震設計審査指針は…払われるべきである。」）は認める。

ii 第5文（「原子力安全委員会は、…を求めた。」）は、原子力安全委員会が「残余のリスク」の存在を認めたこと、それを解説中に明記し、合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払わ

れるべき旨を求めたことは認める。

(e) 「e 地震随件事象についての規定」について

i 第1段落は認める。

ii 第2段落は、「津波対策が必須である旨規定し」たとの部分は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。

f 「(力) 新耐震設計審査指針の問題点」について

争う。

(4) 「4 原子炉等規制法及び電気事業法に基づく安全規制の概要とその問題点」について

ア 「(1) 原子炉等規制法の目的と規制対象」について

認める。

イ 「(2) 実用発電用原子炉の設置に関する安全規制」について

認める。

ウ 「(3) 実用発電用原子炉に関する電気事業法の適用」について

(ア) 柱書きについて

認める。

(イ) 「ア 技術基準を定める経済産業省令（電気事業法39条1項）」について

a 第1段落及び第2段落は認める。

b 第3段落について

第1文（この省令の内容としては…ところである。）は認める。

第2文（「原子炉は…いわなければならない。」）は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため認否の限りでないが、「どのような人為的な事象や自然災害等があったとしても、（中略）重大な事故に発展することがないように（中略）規定がなされるべき」との部分は

争う。

(ウ) 「イ 工事計画の認可（電気事業法４７条）」について
認める。

(エ) 「ウ 使用前検査（電気事業法４９条）」について
認める。

(オ) 「エ 定期検査（電気事業法５４条）」について
認める。

(カ) 「オ 技術基準適合命令（電気事業法４０条）」について

a 第１段落及び第２段落は認める。

b 第３段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(キ) 「カ 技術基準省令制定及び適合性確保の権限行使が安全規制の核心である」について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

エ 「（４）技術基準を定める経済産業省令による安全規制」について

(ア) 「ア 原告らが不行使の違法を主張する規制権限」について
認否の限りでない。

(イ) 「イ 電気事業法３９条１項の委任の趣旨」について

a 第１段落から第３段落は認める。

b 第４段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 「ウ ２００２年及び２００６年技術基準省令６２号改正に強く期待されたこと」について

争う。

(エ) 「エ ２００２年当時の技術基準省令６２号」について

a 「（ア）技術基準省令６２号の改正過程」について

原告ら指摘の各年月日を改正施行日と解した上で、原告ら指摘の各年月日に省令62号が改正されたことは認める。

b 「(イ) 2002年当時の技術基準省令62号」について

平成14年当時の省令62号4条、5条及び8条の2の規定の内容並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」の内容は認める。

(オ) 「オ 2006年技術基準省令62号改正」について

平成18年当時の省令62号4条、8条の2、16条及び33条の規定の内容並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」の内容は認める。

(カ) 「カ なされるべき改正をしなかったこと」について

争う。

後記第5の1(36～44ページ)及び第6(54～70ページ)のとおり、シビアアクシデント対策は法規制の対象とされておらず、これを省令62号に規定することはできなかつた上、省令62号の各規定が不合理であったとはいえない。

3 「第3 原子力発電所の安全規制においてとられるべきシビアアクシデント対策」(62～70ページ)について

(1) 「1 設計基準事象とシビアアクシデント対策の関係」について

ア 第1段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 第2段落は、原告ら指摘の判示がされていることは認める。

ウ 第3段落は、一般論として、スリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故以降、欧米諸国において、シビアアクシデント対策の必要性が認識されるようになったことは認める。

エ 第4段落及び第5段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるた

め、認否の限りでない。

オ 第6段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 『シビアアクシデント』及び『シビアアクシデント対策』の意義」
について

ア 「(1)『シビアアクシデント』とは」について

認める。

イ 「(2)『シビアアクシデント対策』とは」について

65ページの図を含めて認める。

(3) 「3 国際的に採用されている深層防護とシビアアクシデント対策との関係」について

ア 第1段落は、同段落2行目の「国際的な共通認識となってきた」との部分は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。

イ 第2段落から第5段落（「そして、このシビアアクシデント対策は、…住民を守るための安全対策として位置づけられる。」）は認める。

ウ 第6段落（「津波による」以下）及び第7段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

エ 第8段落（「この5重の」以下）は認める。

オ 第9段落及び第10段落は、国会事故調査報告書に記載がある（甲A第1号証118ページ）限りで認める。

カ 第11段落（「しかしながら」以下）は、我が国において、多重防護の第4層に位置づけられるシビアアクシデント対策が法規制の対象外であり、事業者の自主的取組と位置づけられていたことは認め、第5層を事業者の自主対応にとどめたとの部分是否認する。第5層については、原災法による規制等がある。

(4) 「4 シビアアクシデント対策を法規制に取り入れるべきであること」に

ついて

ア 第1段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 第2段落について

第1文（「シビアアクシデント対策…取り込まれている。」）は、諸外国において、シビアアクシデント対策が法規制に取り込まれている国があることは認め、「多くの国で」との部分は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2文（「代表的な…などがある。」）は、一般論として認める。

第3文及び第4文（「これらについては…～114頁。」）は、国会事故調査報告書に記載がある（甲A第1号証113，114ページ）限りで認める。

ウ 第3段落は、69ページ上から9行目及び10行目の「重要なことは、原因事象として、外部事象の想定を求めていることである」との部分は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余はおおむね認める。なお、第1文（「このうち…開始した。」）の「1875年」とあるのは「1975年」が正しい。

エ 第4段落について

第1文（「わが国においては…とどめた。」）は認める。

第2文（「その後も…詳述する。」）は、福島第一発電所事故当時においても、シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされておらず、事業者の自主的取組と位置づけられていたことは認める。

(5) 「5 地震・津波等の外的事象を想定すべきこと」について

ア 第1段落は、同段落8行目及び9行目の「これらの内的及び外的事象は、本来はそれぞれが個別に検討されるべき性格のものである。」との部分は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その

余は認める。

イ 第2段落は認める。

ウ 第3段落は、同段落4行目及び5行目の「火災・内部溢水・地震等の外的事象のリスクも認識していた」との部分は争い、その余は認める。

エ 第4段落は、シビアアクシデントが法規制の対象とされていなかったことは認め、その余は争う。

4 「第4 国がシビアアクシデント対策を法規制の対象としなかったこと」(70～83ページ) について

(1) 「1 はじめに」について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 わが国における全交流電源喪失に対する指針の不備」について

ア 「(1) シビアアクシデントに関する指針上の規定」について

平成2年の改訂前の安全設計審査指針の「指針9」の内容及びその解説の内容並びに平成2年の改訂後の安全設計審査指針の「指針27」の内容及びその解説の内容は認める。

イ 「(2) 安全審査指針27は地震と津波の同時発生による全交流電源喪失を考慮していない」について

争う。後記第6の4(59～62ページ)のとおり、地震及び津波との関係で問題となるのは、安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針であり、安全設計審査指針27は問題とならない。

(3) 「3 スリーマイル島原発事故及び米国の法規制の先行」について

ア 第1段落はおおむね認める。なお、第1文(「1977…述べたとおりである。’)中、「昭和57」とある部分は「昭和52」が正しい。

イ 第2段落は争う。後記第6の5(62～64ページ)のとおり、我が国の安全設計審査指針及び省令62号において短時間の全交流電源喪失を規定していたことが不合理とはいえない。

(4) 「4 平成4年、5年時点でのシビアアクシデント対策の先送り」について

ア 「(1) 原子力安全委員会によるシビアアクシデント対策の先送り」について

原子力安全委員会が平成4年5月に「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」を決定したこと、同決定において、シビアアクシデント対策について、「アクシデントマネジメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く推奨されるべきである」とされたことは認める。

イ 「(2) 通商産業省によるシビアアクシデント対策の先送り」について

通商産業省資源エネルギー庁が平成4年7月に「アクシデントマネジメントの今後の進め方について」を公表したこと、そこにおいて、アクシデントマネジメントについて、『知識ベース』の措置であり、状況に応じて電気事業者がその知見を駆使して臨機にかつ柔軟に行われることが望まれるもの」であり、「原子炉の設置又は運転などを制約するような規制的措置を要求するものではない」とされたことは認め、「規制の先送りを確認している」との部分、否認ないし争う。被告国第2準備書面第4の1(2)イ(93ページ)のとおり、シビアアクシデント対策は、事業者の自主的取組とすることがより有効かつ適切な対策を行い得るとの認識を前提に法規制の対象とはされなかったものであり、シビアアクシデント対策を先送りしたわけではない。

ウ 「(3) 原子力安全委員会による全交流動力電源喪失対策の先送り」について

「外的事象に基づく全交流電源喪失を一切考慮することをせず」との部分、争う。その余は認める。

(5) 「5 その後の対策が内的事象についての自主的検討にとどまったこと」
について

ア 第1段落は、被告国が平成4年から平成5年にかけて全交流電源喪失事象に対する検討を行った上で、シビアアクシデント対策を法規制の対象としなかったこと、安全設計審査指針の全交流電源喪失対策の規定を改訂しなかったことは認める。

イ 第2段落は、被告国が原子力事業者による自主的なシビアアクシデント対策の推進を行政指導として行ったこと、通商産業省が平成6年に「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について 検討報告書」(甲A第55号証)を取りまとめたことは認める。

ウ 第3段落は、平成6年に原子力安全委員会にアクシデントマネジメント検討小委員会が設置されたこと、平成7年11月に「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について」と題する報告書が提出されたことは認める。

エ 第4段落は、保安院が平成14年に「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備結果について 評価報告書」(丙A第46号証)を取りまとめ、原子力事業者のアクシデントマネジメントの有効性評価を妥当としたことは認める。

オ 第5段落は争う。

カ 第6段落は、保安院が平成16年に、原子力事業者が実施したアクシデントマネジメント整備の有効性を確率論的安全評価の結果をもとに評価した結果を「軽水型原子力発電所における『アクシデントマネジメント整備後確率論的安全評価』に関する評価報告書」(丙A第48号証)として取りまとめたことは認める。

(6) 「6 最後の見直しの機会も見送りー2006年耐震設計審査指針改訂」
について

ア 第1段落は、同段落7行目の「抽象的ではあるが」との部分は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。

イ 第2段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 第3段落は、平成18年耐震設計審査指針にシビアアクシデント対策が盛り込まれなかったことは認める。

(7) 「7 技術基準を定める経済産業省令とシビアアクシデント対策」について

争う。

(8) 「8 シビアアクシデント対策を先送りした被告国の意図の不合理」について

国会事故調査報告書（甲A第1号証107～109ページ、476及び477ページ）及び政府事故調査中間報告書（甲A第2号証418ページ）に原告ら指摘の記載があることは認め、その余は争う。

第3 原告ら準備書面(14)に対する認否

1 「第1 本書面の目的」（4～7ページ）について
前置き部分であるため、認否の限りでない。

2 「第2 設計基準事象に基づく安全確保とシビアアクシデント対策」（8～13ページ）について

(1) 「1 はじめに」について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 設計基準事象に基づく安全確保の考え方」について
認める。

(3) 「3 シビアアクシデント対策による安全確保の考え方」について

ア 第1段落及び第2段落は争う。

イ 第3段落は認める。

(4) 「4 設計基準事象に基づく安全確保とシビアアクシデント対策の関係」
について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。なお、後記第4（31～36ページ）のとおり、原告らの主張が、本件における違法性判断に当たって、設計基準事象に係る予見可能性とシビアアクシデント対策に係る予見可能性の二つを措定し、後者については原因事象を特定する必要がないとの趣旨であれば、これを争う。

(5) 「5 耐震設計審査指針における想定事象との関係」について

ア 「(1) 耐震設計審査指針における設計基準事象の規定」について

原告らが引用する耐震設計審査指針を福島第一発電所事故当時のものと解した上で、平成18年耐震設計審査指針に原告らの引用する記載があることは認める。

イ 「(2) 『残余のリスク』の存在とシビアアクシデント対策」について

平成18年耐震設計審査指針の解説において原告ら指摘の記載がされていることは認め、その余は否認ないし争う。

(6) 「6 新規制基準における設計基準事象とシビアアクシデント対策の位置付け」について

ア 「(1) 原子炉等規制法等改正による規制の一元化」について

認める。

イ 「(2) 設計基準事象と並ぶ規制としてのシビアアクシデント対策の法制化」について

平成24年改正後の炉規法43条の3の6の規定の内容、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」2条2項4号の規定の内容、同規則第2章において「設計基準対象施設」について規定していること及び同規則第3章において「重大事故等対処施設」

について規定していることは認める。

3 「第3 2つの過失（結果回避義務違反）について」（13～16ページ）
について

(1) 「1 設計基準事象として適切な地震・津波を設定することによる結果回避義務」について

ア 「(1) 過失（結果回避義務違反）の具体的な内容」について

(ア) 第1段落は認否の限りでない。

(イ) 第2段落は争う。

(ウ) 第3段落は，被告東電に対する主張であるため，認否の限りでない。

(エ) 第4段落は争う。

(オ) 第5段落は，被告東電に対する主張部分は認否の限りでないが，その余は争う。

イ 「(2) 津波による浸水から全交流電源喪失を回避するための対策」について

争う。

(2) 「2 全交流電源喪失対策による結果回避義務」について

ア 「(1) 過失（結果回避義務違反）の具体的な内容」について

(ア) 第1段落は認否の限りでない。

(イ) 第2段落は，一般論としては認める。

(ウ) 第3段落は，被告東電に対する主張部分は認否の限りでなく，被告国に対する主張は争う。

イ 「(2) 全交流電源喪失に対して取られるべきシビアアクシデント対策」について

被告東電に対する主張部分は認否の限りでなく，被告国に対する主張は争う。

ウ 「(3) 本件原発事故後に非常用代替電源設備の設置が義務付けられた

こと」について

認める。

4 「第4 2つの過失と予見可能性の対象」（16～24ページ）について

(1) 「1 はじめに」について

予見可能性の対象が「実際に発生した事態（原因事象）自体ではなく、あくまで将来において結果（被害）を発生させる可能性をもつ多様な原因事象群である」との主張は争う。被告国第5準備書面第4（26ページ以下）で述べたとおり、予見可能性の対象は結果発生の原因となる事象について判断されるべきであり、本件においては、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することである。

(2) 「2 設計基準事象としての『地震及びこれに伴う津波』の予見可能性」について

否認ないし争う。

被告国第5準備書面第4（26ページ以下）で述べたとおり、本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することであるところ、被告国にその予見可能性はなかったものである。

(3) 「3 全交流電源喪失対策による結果回避義務を基礎付ける予見可能性」について

争う。

後記第4（31～36ページ）で述べるとおり、『シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策をなすべき結果回避義務』との関係で求められる予見可能性」なるものを措定する原告らの主張は失当である。

(4) 「4 予見可能性の程度と予見義務」について

被告東電に対する主張部分は認否の限りでないが、その余は争う。被告国第5準備書面第5（34ページ以下）で述べたとおり、規制権限不行使の作

為義務を導く前提としての予見可能性については、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である。

5 「第5 国はシビアアクシデント対策の必要性を認識しながら法規制化を放棄した」(24～38ページ)について

(1) 「1 はじめに」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 設計基準事象を超える重大事故の発生を踏まえた安全規制の在り方」について

ア 「(1) 2つのシビアアクシデントの発生」について

認める。

イ 「(2) 大きな被害を出した地震・津波の発生」について

(7) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落及び第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 「(3) 米国では安全確保の在り方を根本から見直し」について

(7) 「ア スリーマイル島原発事故に関するケメニー報告の指摘」について

a 第1段落は、スリーマイルアイランド原子力発電所事故が、機器の故障や誤操作が重なった結果、冷却材を喪失したことにより発生したものであること、同事故が一般にシビアアクシデントと評価されていることは認める。

b 第2段落は、ケメニー報告が作成されたことは認める。

(イ) 「イ 米国の規制機関改革」について

a 第1段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は、「NRCと事業者との人的交流を禁止した」との部分は不知。その余は認める。

(ウ) 「ウ 設計時に想定できない事象への安全対策」について

a 第1段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は認める。

エ 「(4) 安全規制の在り方を見直そうとしない我が国の行政庁」について

(7) 第1段落は、昭和54年3月30日に原告ら指摘の原子力安全委員会委員長談話が発表されたことは認める。

(イ) 第2段落は、昭和62年5月28日に発表された原子力安全委員会の報告書に原告ら指摘の記載があることは認める。

(ウ) 第3段落は否認ないし争う。安全設計審査指針は、スリーマイルアイランド原子力発電所事故等を踏まえて平成2年に改正され、平成13年にも一部改正されている。また、耐震設計審査指針も、平成18年に全面的な見直しが行われている。電気事業法及び省令62号についても、随時、必要な改正が行われている。

(3) 「3 国はシビアアクシデント対策の必要性を十分に認識していた」について

ア 「(1) シビアアクシデント研究に着手」について

(7) 第1段落から第3段落までは認める。

(イ) 第4段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 全交流電源喪失対策に関する知見」について

(7) 「ア 短時間の全交流電源喪（原文ママ）のみを設計基準事象とした誤り」について

第1文（「我が国では…とした。」）は認める。

第2文（「この規定は…であった。」）は、安全設計審査指針の指針9が、原子力安全委員会の発足時及びスリーマイルアイランド原子力発電所事故後に変更されなかったことは認める。

(イ) 「イ シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失事象の検討」について

a 第1段落は、「事故・故障分析評価検討会」とある部分を「原子力施設事故・故障分析評価検討会」と解した上で認める。

b 第2段落は否認する。原子力施設事故・故障分析評価検討会の進め方として、審査指針への反映等我が国の安全確保対策への反映の観点から検討を行うこととされたのは、原子力施設の事故・故障事例に関するIRS等の事故・故障事例を調査することであり、また、それは、第6回原子力施設事故・故障分析評価検討会である。なお、同検討会において、原子力安全委員会が「指示した」ことは確認できない。

c 第3段落から第5段落は認める。

d 第6段落は争う。

(4) 「4 規制者と被規制者とが癒着した検討過程の実態」について

ア 「(1) 法の求める安全規制をゆがめる組織運営」について

(7) 第1段落及び第2段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 第3段落について

第1文（「ところが…出席している。」）は否認する。通商産業省の職員は委員としては出席していない。

第2文及び第3文（「さらに…事故隠しをしていた。」）は不知。

(7) 第4段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 規制者と被規制者のなれあい会議」について

(7) 「ア 事業者にコメントを提出させ、積極的に反映させたこと」について

a 第1段落は、関西電力株式会社が原告ら指摘のコメントを提出したことは認める。

b 第2段落は、被告東電が原告ら指摘のコメントを提出したことは認める。

c 第3段落は、全交流電源喪失事象検討ワーキンググループが原告ら指摘の報告書案を作成したことは認める。

d 第4段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「イ 事業者に作文させ、最終報告書に反映させたこと」について

a 第1段落及び第2段落は、原告ら指摘の証拠（甲A第65号証，甲A第66号証）に原告ら指摘の記載があることは認める。

b 第3段落及び第4段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 「(3) 小括」について

争う。

(5) 「5 原発事業の推進と事業者の利益を優先し安全規制を放棄した」について

ア 「(1) シビアアクシデント対策の法規制化を放棄」について

原子炉安全基準専門部会の共通問題懇談会が作成した「シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントに関する検討報告書—格納

容器対策を中心として一」に原告ら指摘の記載があること、平成4年5月28日の原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」において、原子力安全委員会が原告ら指摘の決定をしたこと、通商産業省が平成4年7月、「アクシデントマネジメントの今後の進め方について」と題する文書を公表したことは認め、原子力安全委員会及び通商産業省がシビアアクシデント対策の法規制化を「放棄」したとの主張は争う。

イ 「(2) 外的事象を原因とする全交流電源喪失対策を安全規制の対象から除外」について

(ア) 第1段落は、原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキンググループが平成5年6月11日付け「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」と題する報告書(甲A第54号証)において、「短時間で交流電源が復旧できずSBOが長時間に及ぶ場合には…炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じると考えられる」と指摘し、「我が国の外部電源系統、EDG及び非常用直流電源設備の信頼性は良好」、「我が国のプラントのSBOに対する耐久能力は良好」、「我が国のプラントの電源系統の信頼性は現状において高く…SBOの発生確率は小さい。また、万一のSBOに対しても短時間で外部電源等の復旧が期待できるので原子炉が重大な事態に至る可能性は極めて低いと考えられる」と評価したことは認める。

(イ) 第2段落は不知。

(6) 「6 まとめ」について

福島第一発電所事故に至るまで被告国がシビアアクシデント対策を法規制の対象としていなかったこと、国会事故調査報告書(甲A第1号証)及び政府事故調査中間報告書(甲A第2号証)に原告ら指摘の記載があることは認め、その余は争う。

第4 予見可能性の対象について

1 原告らの主張

原告らは、本件における予見可能性について、原告ら準備書面(14)18～21ページにおいて、「設計基準事象としての『地震及びこれに随伴する津波』の予見可能性」と「シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策をなすべき結果回避義務」を基礎づける予見可能性があり、前者の予見可能性の対象は、「福島第一原発において全交流電源喪失をもたらさしめる程度の『地震及びこれに随伴する津波』が発生すること」であり、後者の予見可能性の対象は、「全交流電源喪失がもたらされうる多様な原因」であり、「必ずしも地震や津波といった原因事象そのものの具体的な予見が必要となるわけではない」と主張する。

原告らが「設計基準事象としての『地震及びこれに随伴する津波』の予見可能性」の対象として措定する地震及び津波が、本件における予見可能性の対象として誤っていることは、被告国第5準備書面第4(26ページ以下)に詳述したとおりである。

仮に、原告らの主張が、本件において、設計基準事象に係る予見可能性とシビアアクシデント対策に係る予見可能性の二つを措定し、後者については地震、津波以外の「多様な原因」が含まれるとの趣旨であれば、そのような主張は、違法性の判断枠組みを誤り、違法判断の前提として、具体的な法益侵害の危険性に対する認識が問われる予見可能性の対象と、安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同するものであって明らかに失当である。以下詳述する。

2 「シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策をなすべき結果回避義務」を基礎づける予見可能性なるものを措定する原告らの主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みを誤るものであること

(1) 原告らの主張は、具体的な予見可能性を不要とするものであり、規制権限不行使という不作為の違法性判断枠組みを誤るものであること

被告国第5準備書面第4の2（27ページ以下）において述べたとおり、本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否か、すなわち、原告らの主張に係る損害発生の原因となった本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失を未然に防止するために、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使する職務上の法的義務を負担していたか否かが問われている。そのため、およそ福島第一発電所事故の原因と関連しない事象に対する防止策を講じなかったことが、原告らに対する被告国の法的義務違背の有無を判断するに当たって問題となる余地はない。

しかも、シビアアクシデント対策に係る予見可能性の対象は「多様な原因」であり、「必ずしも地震や津波といった原因事象そのものの具体的な予見が必要となるわけではない」との原告らの上記主張は、被告国の規制権限を行使しなかったことの職務上の法的義務違背の有無を判断するに当たり、結局、具体的な事象の予見を不要とするものである。

しかし、規制権限の不行使という不作為が国賠法上違法であるというためには、規制権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民との関係において、当該公務員が規制権限を行使すべき法的義務（作為義務）を負い、その義務の違反があると認められることが必要である。規制権限不行使の違法に関する累次の最高裁判決では、問題とされる規制権限不行使の当時の「具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」と認められる場合に限り法的義務（作為義務）違反が認められるとされている。予見可能性は、この法的義務（作為義務）を導く前

提としての考慮要素となるものであるから、具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である。

シビアアクシデント対策に関する予見可能性について、具体的な事象の予見が不要であるという原告らの上記主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みとは明らかに異なる独自の見解であって明らかに失当である。

(2) 原告らの主張は、違法性判断の前提として、具体的な法益侵害の危険性に対する認識が問われる予見可能性の対象と、安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同する点でも誤っていること

原告らは、「設計基準事象としての『地震及びこれに随伴する津波』の予見可能性」と、「全交流電源喪失に対するシビアアクシデント対策の必要性を基礎づけるところの予見可能性」なるものを措定し、後者の予見可能性の対象は、「全交流電源喪失がもたらされうる多様な原因」であり、「必ずしも地震や津波といった原因事象そのものの具体的な予見が必要となるわけではない」と主張する（原告ら準備書面(14)18～21ページ）。

しかし、上記(1)のとおり、国賠法上の違法性判断の前提としての予見可能性は、法的義務（作為義務）を導く前提としていかなる認識が必要であるかという観点から、具体的な法益侵害の危険性に対する認識を基礎づけるため、法益侵害の原因となった具体的な事象を予見する必要がある。

これに対し、設計基準事象は、原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象のうち、類似した事象を広く包絡する幾つかの代表的事象を抽出したものであり、原子炉施設の安全設計とその評価に当たって考慮すべきとされた事象をいう。

また、シビアアクシデントは、安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重

大な損傷に至る事象をいう（甲A第52号証。被告国第2準備書面第4の1(1)・91, 92ページ）。シビアアクシデントは、法規制によって設計上の要求及びその妥当性を安全評価によって確認することを求められてこなかった事象であるが、原子炉設置者が自主的な取組として、確率論的評価により原子炉を異常な状態にする起因事象（配管破断など）の発生頻度や、原子炉施設を構成する数多くの機器（ポンプ、弁、モーター等）が、想定された設計どおりに作動しない確率を求め、発生した事象の拡大防止、影響緩和のための機能が損なわれて炉心損傷や格納容器の破損に至るプロセスと、その確率を評価し、シビアアクシデントに至るシナリオの分析及びそれに対する対応（アクシデントマネジメント）を整備し、より一層の安全性の確保に資することが行政指導として強く推奨されてきたものである。

以上のおおりに、設計基準事象は、法規制によって求められた設計上の考慮（事故防止対策）の妥当性を確認するために行う安全評価において想定されるものであり、また、シビアアクシデントも、アクシデントマネジメントの整備のために行う確率論的評価において分析、評価の対象とされてきたものである。したがって、これらは、いずれも、飽くまで原子炉施設の安全性に関わる評価において想定又は分析、評価の対象とされてきたという意味において、一種の技術的評価上仮定される概念として把握されてきたものであり、本件訴訟において予見可能性の対象とされるべき法益侵害の原因となる具体的な事象とは大きく異なるものである。

もつとも、本件における予見可能性の対象は地震及び津波である。そして、事故防止対策上、原子炉施設は、一たび放射性物質が放出される事故が発生した場合には甚大な被害が生ずる可能性があるため、例えば、昭和45年安全設計審査指針において、「当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力

に耐え得るような設計であること」(丙A第7号証3ページ)などと定められ、可能性は低くとも、過去の地震、津波を始めとする自然現象に関する記録から科学的に見て想定できる最も苛酷な自然現象に耐え得る設計であることが求められている。そのため、設置許可処分ないしその後の後段規制の段階において、事故防止対策上、指針類及び省令62号において想定することを要求している自然現象としての地震及び津波は、事実上、規制権限の不行使が問題とされる各当時の科学的知見に基づき判断される予見可能性の対象とすべき地震及び津波とは重なり得る。しかし、前述したとおり、両者は概念上異なる。まして、シビアアクシデントに至る原因となり得る事象一般をもって、法的責任の前提となる予見可能性の対象と同視できないことは明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、設計基準事象に係る予見可能性や、シビアアクシデント対策に係る予見可能性を措定する原告らの主張は、違法性の判断枠組みを誤り、違法性判断の前提となる予見可能性と安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同するものであって失当である。

本件において問われているのは、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったとする原告らとの関係において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否かである。したがって、被告国による規制権限の不行使が違法とされる前提として予見可能性があると評価されるためには、原告らに対して損害を与えた原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

そして、設計基準事象としていかなる事象を想定し、あるいはすべきであったか、シビアアクシデント対策としていかなる対策を施し、あるいは施す

べきであったかといった事情は、上記予見可能性が認められることを前提に、違法性判断の考慮要素になり得るにすぎない。

第5 シビアアクシデント対策について

1 我が国の法制度上、シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされていなかったこと

(1) 原告らの主張

原告らは、「経済産業大臣は、2002（平成14）年、遅くとも2006（平成18）年までに、最新の地震、津波の知見等に適合したシビアアクシデント対策を技術基準省令に規定し、かつ、原子炉等をこの技術基準に適合させることを求める権限（電気事業法40条）を行使すべきであった。しかし、経済産業大臣は最新の地震、津波の知見等に適合した技術基準に改正することをしなかった」（原告ら準備書面(11)59, 60ページ）と主張し、被告国のシビアアクシデント対策の懈怠を主張する。

(2) シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされていなかったこと

しかしながら、そもそもシビアアクシデント対策は、平成24年法律第47号による炉規法の改正により法規制の対象とされたものであり（現行炉規法43条の3の6第1項3号等）、同改正前においては、我が国の法制度上、シビアアクシデント対策は法規制の対象とはされていなかったから、炉規法及び原子力安全委員会が定めた指針類を前提とし、それと整合的、体系的に理解されるべき省令62号においてシビアアクシデント対策を規定することはできなかったものである。以下、詳述する。

ア 炉規法制定時においてシビアアクシデントとして整理された概念は存在せず、シビアアクシデント対策を要求する規定は置かれなかったこと

被告国第2準備書面第4の1(2)ア（92, 93ページ）で述べたとおり、シビアアクシデントについては、昭和54年に発生したスリーマイル

アイランド原子力発電所事故及び昭和61年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故を受けて検討が進められるようになったものであり、炉規法が制定された昭和32年当時は「シビアアクシデント」として整理された概念自体が存在しなかった。

そのため、制定当時の炉規法上、原子炉の規制において、シビアアクシデント対策を要求する規定は置かれていない。

イ その後も、シビアアクシデント対策は、事業者の自主的取組と位置づけられ、福島第一発電所事故時に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられなかったこと

被告国第2準備書面第4の1(2)(92, 93ページ)で述べたとおり、原子力安全委員会は、上記各事故を受けてシビアアクシデント対策の検討を進め、平成4年5月28日、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」を決定し、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組と位置づけた。

被告国は、同決定における位置づけの下、行政指導により、種々のシビアアクシデント対策に係る施策を講じており、福島第一発電所事故時に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定が新設されることはなかった。

すなわち、福島第一発電所事故当時の炉規法においては、原子炉設置許可(同法23条)を申請するに当たっては、同法23条2項1号から8号に掲げる事項について記載された申請書を主務大臣に提出しなければならないとされていたが、その記載事項にシビアアクシデント対策に関する事項は含まれていない。加えて、許可の基準(同法24条)の規定内容も、基本的に制定当時と変わらず、同法24条1項3号中の「技術的能力」及び同項4号に係る許可要件に適合するものであるかどうか専門技術的知見から審議される。具体的には、原子炉設置許可処分の要件として「その

者（中略）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（同項3号）、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（中略）核燃料物質によつて汚染された物（中略）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」（同項4号）と定められる規定に適合していると認めるときでなければ設置許可をしてはならないとされ、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられていない。

ウ 平成24年の改正により、炉規法上、シビアアクシデント対策に関する規定が新設されたこと

(ア) はじめに

福島第一発電所事故後の原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条は、炉規法1条を改正し、同改正前の同法1条において核原料物質、核燃料物質及び原子炉による「災害を防止し」と規定していたところを、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し」と改めることで、設計基準の範ちゅうの事象を防止するだけでなく、それを超える重大事故が生じた場合に放射性物質が原子力施設外に大量に放出されることを防止することを法の目的に含めた。そして、重大事故対策を強化するに当たっては、発電用原子炉の設置許可の審査に当たり、建屋の水密化や電源の多重化、多様化等のハード面の安全性、健全性の確認に加え、重大事故が発生した場合において、その影響を緩和するために設備等や緊急時資機材等を有効に活用する能力（アクシデントマネジメント能力）があらかじめ備わっているか等のソフト面からの審査も同様に重要であると考えられた。そこで、原子力規制委員会設置法において、発電用原子炉の設置許可基準の一つである「原子

炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり，かつ，原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（平成24年改正前の炉規法24条1項3号）を「重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。（中略））の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」（平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号）と改正し，重大事故対策についても審査の対象とした。この「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」が発電用原子炉を設置しようとする者に備わっているかどうかの審査及び「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものである」（平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項4号）かどうかの審査は，新設された43条の3の5第2項10号の規定により申請される「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」に基づいて行われることとなる。この43条の3の5第2項10号は，同項9号とともに，改正後に新設された事項である。

(イ) 炉規法43条の3の6第1項3号及び4号の規定は創設規定であること

a 改正後の炉規法43条の3の6第1項4号は発電用原子炉施設の位置，構造及び設備について新たにシビアアクシデント対策を求めたこと

シビアアクシデント対策については，改正後の炉規法43条の3の6第1項4号の規定により，発電用原子炉施設の位置，構造及び設備，すなわち，発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関する

る事項についても、従前は法令上の規制要件として求められていなかったシビアアクシデント対策を新たに求めている。

この点、同号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定しており、改正前の炉規法24条1項4号において「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（中略）、核燃料物質によつて汚染された物（中略）又は原子炉による損害の防止上支障がないものであること。」と規定していたところと文言上に大きな差異はないようにもみえる。

しかしながら、改正後の炉規法43条の3の6は、同法43条の3の5の規定を受けたものであるところ、設置許可申請に当たっての申請書の記載事項として、従前の「発電用原子炉及びその附属施設（中略）の位置、構造及び設備」（同条2項5号）に加えて、新たに同項10号で「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」と規定しているとおおり、改正後の炉規法においては、新たに炉心の著しい損傷等の事故に対処するための必要な施設及び体制の整備が備わっているかまで審査の対象としている。

そして、前記「炉心の著しい損傷」は同法43条の3の6第1項3号の「重大事故」に含まれ（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第4条）、重大事故に対処するための設備がシビアアクシデント対策に関する設備であるから、改正後の炉規法43条の3の6第1項4号が、新たにシビアアクシデント対策を規定したものであることは明らかである。

b 改正後の炉規法43条の3の6第1項3号はシビアアクシデント対

策の実施に必要な技術的能力についても新たな法令上の規制要件として求めたこと

改正後の炉規法は、前記のとおり、同法43条の3の6第1項4号において、発電用原子炉施設のいわゆる基本設計ないし基本的設計方針に関する事項について、シビアアクシデント対策を法令上の規制要件として求めると同時に、同条第1項3号の規定により、シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力（アクシデントマネジメント能力があらかじめ備わっているか等の体制整備）についても法令上の規制要件として求めた。

すなわち、前記(ア)（38，39ページ）のとおり、炉規法1条の目的の改正に合わせ、改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を「重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。（中略））の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号）と改正したのである。

このように、改正前後の条文を比較すると、シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力は、平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号において新たに求められたものであり、平成24年改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に含まれていると解することはできない。

したがって、シビアアクシデント対策に係る炉規法43条の3の6第1項3号及び4号の規定が、平成24年改正によって創設的に規定されたものであることは明らかである。

c. 以上の点は国会審議を見ても明らかであること

シビアアクシデント対策に係るこれらの規定が創設的に規定されたものであることは、同改正に当たっての国会審議を見ても明らかである。

すなわち、原子力規制委員会設置法案が審議された第180回国会参議院環境委員会において、細野豪志環境大臣兼内閣府特命担当大臣（原子力行政）（当時）は、「これまでもシビアアクシデントに対する対応というのが全くなかったわけではないんですが、（中略）特段それが法律に義務付けられているものではありませんでした」（丙A第60号証20ページ2段目）、「本当にしっかりと確認をしなければならぬようなシビアアクシデント対策について、それこそ法律に基づいていませんでしたから、対応できなかったという問題があります」

（同号証21ページ2段目）と答弁している。また、同委員会平成24年6月20日付け「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」においては、「二十二、シビアアクシデント対策やバックフィット制度の導入に当たっては、推進側の意向に左右されず、政府が明言する世界最高水準の規制の導入を図ること。（以下、略）」（丙A第61号証）とされ、平成24年の炉規法改正により新たに導入された、原子炉設置許可基準が改正された場合等にこれを既に設置許可を受けている発電用原子炉施設にも遡及的に適用する制度と並んでシビアアクシデント対策の「導入を図ること」につき決議されている。そして、原子力規制委員会設置法の制定や炉規法改正の経緯について参議院環境委員会調査室がまとめた前記「原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題」（丙A第62号証）においては、従来の規制基準について「福島第一原発事故のようなシビアアクシデント対策については、事業者の自主的な措置（法令要件外）として、整備が進められてきたが、法

令上の規制要件化を目指す動きもあった。」(同号証134ページ。ゴシック体は引用者，以下同じ。)とされ，炉規法改正により「シビアアクシデント対策を原子炉等規制法において義務化し」とされている(同号証132ページ)。このように，平成24年に原子力規制委員会設置法が制定され，炉規法が改正されるに至るまで，シビアアクシデント対策を規制する権限は規制行政庁に授権されていなかった。

そうすると，シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力が平成24年改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に含まれていると解することはできない。

したがって，平成24年改正前の炉規法24条1項3号における「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」には，「その者に重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」は含まれていなかったのであり，平成24年改正によって創設的に規定されたものであることは明らかである。

エ シビアアクシデント対策を省令62号に規定することはできなかったこと

以上のとおり，炉規法制定時において，いまだシビアアクシデントとして整理された概念はなく，その後も，福島第一発電所事故に至るまで，シビアアクシデント対策は，事業者の自主的取組と位置づけられ，炉規法上，シビアアクシデント対策を要求する規定が設けられることはなく，平成24年法律第47号による改正により，炉規法上，シビアアクシデント対策を要求する規定が新設されたものであり，同事故以前においては，シビアアクシデント対策は同法による規制の対象とされていなかったものである。

後記第6の2（55，56ページ）のとおり，電気事業法の委任に基づき技術基準について定める省令62号は，炉規法に基づく設置許可段階における原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について原子力安全委員会が定めた安全設計審査指針を前提として，原子炉施設の詳細設計に係る審査基準を定めたものであるから，段階的安全規制の下，基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を判断するための指針類と詳細設計の妥当性を判断するための省令62号は，整合的，体系的に理解されるべきものである。

したがって，炉規法上，シビアアクシデント対策は法規制の対象とされていなかったのであるから，炉規法及び原子力安全委員会が定めた指針類を前提とした省令62号においてもシビアアクシデント対策を規定することはできなかったのであり，省令62号を改正してシビアアクシデント対策を規制すべきであったとする原告らの主張は失当である。

2 被告国が，シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として行政指導等を行ってきたことにつき何ら不合理な点はなく，国賠法上の違法性があるとはいえないこと

(1) はじめに

前記1のとおり，平成24年改正後の炉規法において法規制の対象とされるまでは省令62号においてシビアアクシデント対策を規定することはできなかったのであるから，省令62号を改正してシビアアクシデント対策を法規制の対象とした上で被告東電に対し技術基準適合命令を発令することはできなかった。もっとも，被告国は，平成4年にシビアアクシデントが電気事業者の自主的な取組とされることになった後も，シビアアクシデント対策（アクシデントマネジメント）を推進すべく，被告国第2準備書面第4の1（91ページ以下）のとおり，被告東電を含む電気事業者に対して行政指導等を行ってきており，被告国のシビアアクシデント対策に関する指導等が不十分

であったとはいえない。また、シビアアクシデント対策については各国で対応が異なっており、必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではない。加えて、当時の I A E A の評価によっても、我が国の原子力に対する安全規制は良好であると評価されているのであり、これらの事情に照らせば、被告国に規制権限不行使の違法があるとは到底認められない。以下、詳述する。

(2) 被告国のシビアアクシデント対策に関する指導等が不十分であったとはいえないこと

ア 被告国第 2 準備書面第 4 の 1 (2) (92, 93 ページ) のとおり、原子力安全委員会は、昭和 54 年のスリーマイルアイランド原子力発電所事故、昭和 61 年のチェルノブイリ原子力発電所事故を契機として、昭和 62 年 7 月に原子炉安全基準専門部会に共通問題懇談会を設置し、シビアアクシデント対策について検討を進め、同懇談会は平成 4 年 3 月に「シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントに関する検討報告書—格納容器対策を中心として—」と題する報告書を取りまとめた。同報告書においては、それまでに被告国の指導に基づき、原子炉設置者が自主的に整備を進めてきたフェーズ I のアクシデントマネージメントの一部を考慮したレベル 1 確率論的安全評価 (P S A) によれば、国内原子炉の炉心損傷に至る事象の発生率は、 10^{-5} /炉年より小さく、この値は、I A E A ・ I N S A G (国際原子力安全諮問委員会) の基本安全原則が示す定量的な安全目標 (炉心損傷の発生率 10^{-4} /炉年 (既存炉に対して)、 10^{-5} /炉年 (新設炉に対して)) を満足するものである。米国において実施された同型プラントに対する P S A の結果と比較しても、同様の手法により解析を行った我が国のプラントの炉心損傷の発生確率は小さいと評価されている (甲 A 第 52 号証 12 ページ)。また、シビアアクシデント対策を「これまでの対策によって十分低くなっているリスクをさらに低減するため

の」措置とし、「アクシデントマネージメントを整備し、万一の場合にこれを的確に実施することは、強く奨励もしくは期待されるべきもの」とされ、「状況に応じて原子炉設置者がその知見を駆使して臨機にかつ柔軟に行われることが望まれる」、すなわち、シビアアクシデント対策を原子炉設置者の自主的取組とすることがより有効かつ適切な対策を行い得るとされた（同号証27ページ）。

原子力安全委員会は、同報告書を受けて、平成4年5月28日に「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」を決定した。同決定においては、既存の安全規制において原子炉施設の安全性は十分確保されており、「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さなものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっている」と判断された（同号証2ページ）。このような点を踏まえ、原子力安全委員会は、シビアアクシデント対策を「この低いリスクを一層低減するもの」と位置づけ、原子炉設置者において効果的なシビアアクシデント対策を自主的に整備し、的確に実施できるようにすることを「強く奨励されるべき」とした（同号証2ページ）。

それ以降、同決定に基づき、行政庁が被告東電を含む電気事業者に対し、種々のアクシデントマネージメントの整備を促し、これを受けて、被告東電ら電気事業者が種々のアクシデントマネージメントの整備を施した。このことについては、被告国第2準備書面第4の1(3)（93～105ページ）で詳述したとおりである。

イ また、シビアアクシデントに至る原因となり得る全交流電源喪失事象についていえば、平成5年6月に原子力安全委員会の原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループが取りまとめた「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」（甲A第54

号証)においては、外部電源喪失頻度について、我が国の実績は約0.01/炉年で米国に比べて10分の1と格段に低く、外部電源復旧時間も全て30分以内で、米国と比べても我が国の外部電源系の信頼性は高い。非常用ディーゼル発電設備の起動失敗確率も、当時の直近の実績において米国に比べて約36分の1にすぎず、我が国の非常用ディーゼル発電機の信頼性は高いとされていた。さらに、直流電源についても、信頼性は高く維持されていると評価されていた(同号証18, 19, 27ページ)。

ウ 被告国は、「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さなもの」であるにもかかわらず、なお、そのリスクを低減させるため、電気事業者によるアクシデントマネジメントの整備を強く求め、その状況の評価するなどにより、適切な行政指導を行い、これらに加え、被告国第2準備書面第4の1(3)イ(103, 104ページ)のとおり新潟県中越沖地震を踏まえて電気事業者に対して安全確保体制の指示を行ってきたのであって、これらの被告国の対応に、各時点の知見に照らして著しく合理性を欠くといえる点は見当たらない。

(3) 諸外国においても必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではないこと

ア 諸外国においても、昭和54年のスリーマイルアイランド原子力発電所事故、昭和61年のチェルノブイリ原子力発電所事故によりシビアアクシデント対策の重要性が認識され、各国で検討が行われてきた。しかしながら、後記イのとおり、例えば、米国において既設炉に対するシビアアクシデント対策が事業者の自主保安とされたように、福島第一発電所事故時においても、諸外国において、既設炉について必ずしもシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではない。

イ 米国では、1985(昭和60)年に米国原子力規制委員会(NRC)が「将来設計及び既存プラントのシビアアクシデントに関する政策声明書」

を公表し、既存の原子炉については、「NRCの研究、産業界炉心損傷研究（中略）及びPRA（引用者注：確率論的リスク評価）の結果等の現在の情報に基づけば、公衆の安全、健康、財産に対する過度のリスクを有していない」と判断し、「シビアアクシデントに関する一般的な規則作成、及びこれ以上のバックフィットは要求しない」（丙A第63号証7-2ページ）と結論づけて、事業者の自主保安とした。

他方、新設の原子炉については、「現行のNRC規則の手続上の要件や指針に適合していることを実証すること。崩壊熱除去系の信頼性及び交流／直流電源系の信頼性の確保も含めて、すべての適用しうる未解決安全問題及び優先度が中／高の一般安全問題（中略）を技術的に解決していることを実証すること。PRA（フルスコープ）を実施し、PRAが明らかにするシビアアクシデントに対するプラントの脆弱性について検討すること。また、PRAは、公衆の健康、安全、及び財産に対する過度のリスクはないという保証を与えてくれる可能性がある。プラント設計のスタッフ審査を実施し、決定論的な工学解析及び判断を中心に、PRAで補完したアプローチを使って安全上容認できるという結論を得ること。」（同号証7-2, 3ページ）という指針及び手続上の要件を満たせば容認し得るとし、シビアアクシデントを規制化した。

その後、新設炉については、1989（平成元）年に発行した連邦規則（10CFR52）に基づき規制が行われ、シビアアクシデント対策が求められているが、既設炉についてはシビアアクシデント対策が法規制の対象とはなっていない（丙A第63号証7-1～5ページ）。

ウ 以上のとおり、米国では、既設炉に対してシビアアクシデント対策は法規制の対象とされておらず、諸外国においても、必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策を法規制の対象としているわけではなかった。

(4) IAEAの総合原子力安全規制評価サービス(IRRS)による我が国の評

評価結果について

総合原子力安全規制評価サービス（IRRS）は、IAEAが加盟国における原子力利用に当たっての安全を確保するため、安全基準を策定し、加盟国の要請に基づき、種々の安全確保に関して行っているレビューサービスの一つであり、原子力安全規制に係る国の法制度や組織等について総合的にレビューすることを目的とし、各国の専門家により構成されるレビューチームによるピアレビューを行うことにより実施されるものである。

我が国に対しても、平成19年6月にIRRSが実施され、同年12月に報告書（丙A第64号証）が公表されている。同報告書は、我が国における原子力規制について8つの分野にわたり、判断根拠を示した上で良好事例、勧告事項、助言事項を挙げて、評価を下している。

前記8つの分野に対する評価は以下のとおりである。

ア 法令上及び行政上の責任について（丙A第64号証10～13ページ）

「日本は、原子力安全のための総合的な国の法令上及び行政上の枠組みを備えている。この枠組みには、主として原子力安全委員会、原子力安全・保安院や原子力安全基盤機構など、原子力安全のための規制活動に関与する複数の機関が含まれる。」（同号証11ページ）

なお、同報告書には、「原子力安全のための法令上及び行政上の枠組みを経験に照らして絶えず改善するという日本政府の慣行は、極めて賞賛できるものである。」旨記載されている（同号証10ページ）。

イ 規制機関の責任及び機能について（同号証14～16ページ）

「規制機関の持つべき機能及び責任のほとんどが日本の規制の枠組みに存在している。

原子力安全委員会は内閣府に設置された委員会であって規制機関である原子力安全・保安院を監督している。また、法律の規定によって、原子力安全基盤機構は何種かの検査業務を実施している。しかし、こうした組織

上の取り決めは煩雑さの原因であるかもしれず、これら機関の間での原子力安全に対する責任は、関連法律に定義されているとはいえ、錯綜しているように思われる。

更に、原子力安全・保安院、原子力安全委員会及び原子力安全基盤機構は、過去において、その指導及び活動の大部分をハードウェアと関連する技術課題に集中させる傾向にあった。人的及び組織的要因の重要性の認識は増大しつつあるが、人的及び組織的要因を含め運転安全性に関連するあらゆる重要な要素をカバーする規制要件及び基準は、十分には確立されていない。」(同号証15ページ)

なお、上記の指摘は、我が国においてはハードウェアの技術的課題に関する規制が中心であって、後記オ(エ)のとおり、人的及び組織的要因に対する規制がハードウェアの技術的課題に対する規制に比して確立の程度が低いことを述べたものであり、シビアアクシデント対策とは余り関係がない指摘であることに留意する必要がある。

ウ 規制機関の組織について (同号証17～19ページ)

「原子力安全・保安院は、原子力安全規制に割り当てられる職員の採用及び訓練を積極的に管理している。しかし、行政部門における5%の人員削減を求める現政府の要求及び職員ローテーション政策は、日本における有効な原子力安全規制の継続にとって潜在的な課題を与えている。」(同号証18ページ)

エ 許認可について (同号証20～23ページ)

「日本は、新規プラントの許認可ならびに既存プラントの設計及び運転の変更のための、健全で十分に手引きされたシステムを備えている。規制手続きは、1つは原子力安全を、そしてもう1つは電力供給の安全性及び信頼性を扱った2つの法律に基づいている。

許認可プロセスにおいては技術的な事項が主たる役割を演じているが、

安全性に寄与するあらゆる要因，特に管理及び人的要因の課題の総合的な審査に向けた改善が進められている。」(同号証21ページ)

なお，同報告書には，「設計基準を超える場合の考慮については，法的な規制は存在しない。日本のプラントは予防措置によって安全が十分に保証されているとみなされているためである。規制機関は，経済産業省が作成したシビア・アクシデント・マネジメント（SAM）レビュー指針に沿って，また，予防措置及び緩和措置を含め，SAMを自発的に実施するとともに確率論的安全評価（PSA）を実施するよう，原子炉設置者に強く要請した。アクシデントマネジメント措置は，原子炉設置者によって自発的に講じられている。」と記載されており(同号証21ページ)，IAEAは，我が国においてシビアアクシデント対策が法規制の対象となっていないことも踏まえた上で，前記のとおり結論づけており，シビアアクシデント対策を法規制とすべきとの言及は一切ない。

同報告書には，助言として，「原子力安全・保安院は，リスク低減のための評価プロセスにおいて設計基準事象を超える事故の考慮，補完的な確率論的安全評価の利用及びシビアアクシデントマネジメントに関する体系的なアプローチを継続すべきである。」と指摘されているとおり(同号証23ページ)，IAEAは，従前の我が国のシビアアクシデント対策の取組に理解を示した上で，保安院に対し，引き続き，体系的なアプローチをするよう求めているのみである。

また，同報告書には，良好事例として，「基礎となる許可とそれに続く認可を与える各段階の規制手続きは，詳細な要件及び基準でもって良く構成され，手引きされている。」とも指摘されている(同号証22ページ)。

オ 審査及び評価について(同号証24～30ページ)

(7) 定期安全レビュー

「全ての重要な安全要素は，通常，原子炉設置者と原子力安全・保安

院のいずれからも観察されている。プラントの安全状態の全体的な判断は、これらの観察結果を定期的に関連付け、統合した評価を行うことによってさらに向上するだろう。」(同号証24ページ)

(イ) 高経年化評価

「高経年化現象は概して、日本では入念に調査されており、観察された高経年化に関する情報は海外のプラントからも積極的に収集されている。最も古いプラントにおいては、プラントのハードウェア全体を扱った体系的な高経年化評価が実施されている。比較的新しいプラントにおいては、安全上重要な個々の機器の許容できる物理的状态が定期的な保守の一環として確認されている。」(同号証25ページ)

(ウ) 運転経験フィードバック

「原子炉設置者及び規制者はそれぞれ、日本において発生した事象を扱うための優れた運転経験フィードバックシステムを開発している。しかし、原子炉設置者と規制者のシステムの間には相互作用がほとんどない。」(同号証27ページ)

(エ) 人的及び組織的問題

「原子力安全・保安院は、人的及び組織的要因を評価するための評価基準の開発を継続中である。行われた多大な取り組みにもかかわらず、従来のハードウェア指向の評価及び検査からの変更は緩慢であるように思われ、原子力安全・保安院と原子炉設置者の間の相互信頼及び理解の増進を必要としている。」(同号証28ページ)

(オ) リスク情報を活用した(リスクインフォームド)規制

「原子力規制におけるリスク情報の活用という基本政策は堅実である。規制におけるリスク情報の活用の増進について示された計画が実施されれば、原子力安全の更なる強化を期待することができる。新たなアプローチの実施は、政策、指針、慣行及びP S Aの品質が並行的に発展する

ことによって、体系的に支援される。」(同号証29, 30ページ)

カ 検査及び強制措置について(同号証31~34ページ)

「日本は、建設及び運転段階における原子力発電所の検査及び強制措置のための体系的で確固としたアプローチを備えており、これは概して、G S-R-1に含まれるIAEA安全要件と一致している。原子力安全・保安院は検査プログラムに対するいくつかの変更を実施中であり、これらは2002年以降に確認された事象及び問題への先見的な対応である。これらの多様な変更は、原子力安全・保安院、産業界及び運転者にとって困難な課題の様相を呈している。」(同号証32ページ)

キ 規則及び指針について(同号証35~37ページ)

「全ての日本の原子力関連機関において利用可能な知識は、規則及び指針を作成するために有効に利用されている。例えば、原子力安全基盤機構などの技術支援機関及び研究機関は、重要な情報を提供している。現行の日本の規則、指針、重要なルール及び基準は体系的であり、これらは原子力発電所の安全に関するあらゆる側面をカバーしている。」(同号証36ページ)

ク 規制機関におけるマネジメントシステム(同号証38~40ページ)

「原子力安全・保安院は、総合的な品質マネジメントシステムを確立しようと極めて先見的に努力しているが、なすべきことは多く残っている。」(同号証39ページ)

以上のとおり、我が国に対するIRRISにおいては、一部課題が指摘されているものの、法令上及び行政上の枠組みの改善努力を絶えず行っていることを賞賛するなど、全般的に良好な評価であった。

(5) 小括

以上のとおり、被告国は、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組とした後も継続的に行政指導等を行っており、当該指導等が不十分で

あったとはいえない。諸外国においては、例えば、米国において、既設炉について、シビアアクシデント対策を事業者の自主的な取組とするなど、シビアアクシデント対策について各国で対応が異なっており、シビアアクシデント対策について世界的にみて共通の確立した見解があったとは認められないこと、IAEAが行うIRRSにおいて、日本の原子力に対する安全規制は良好であると評価され、シビアアクシデント対策の法規制化を求められていないことなどからすれば、被告国が、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として、行政指導等を行ってきたことにつき、何ら著しく合理性を欠くといえる点は見当たらず、被告国が必要な規制権限を行使しなかったことによる国賠法上の違法があるということとはできない。

第6 指針類、省令62号が不合理であったとは認められないこと

1 はじめに

原告らは、指針類及び省令62号の問題点として以下のとおり主張する。すなわち、①原子力安全委員会による「耐震設計審査指針の改定作業」により「想定を超える地震によってもたらされる『残余のリスク』を認め、このリスクを踏まえた評価を行う確率論的安全評価や、地震随伴事象としての津波対策など、多くの知見が蓄積され」、「最新の地震の知見の蓄積があった。にもかかわらず、経済産業大臣は、地震・津波についてこれを反映した改正を一切行わなかった。」(原告ら準備書面(11)60ページ。以下「原告ら主張①」という。)、②「外部電源を喪失した際の非常用電源設備につき、『多重性、多様性、独立性』を求めた技術基準省令62号8条の2、33条4項は、「地震と津波の同時発生による施設への損傷及びそれによる施設外への放射性物質の拡散等の危険に対する考慮をしていない」から不十分である(同準備書面60、61ページ。以下「原告ら主張②」という。)、③原子力安全委員会が策定した平成13年安全設計審査指針27について、「強い地震動とこれに伴う津波による浸水の可

能性を前提とすれば、短時間（30分以内）に『送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できる』とは到底いえないのであり、前記指針は、その前提を誤っている」ものであり（同準備書面72ページ）、省令62号16条5号及び33条5項が短時間の全交流電源喪失のみを考慮しているのは、指針27の誤りをそのまま引き継いだものであり、「『長時間』にわたる全交流電源喪失を規定しなかったのは技術基準省令62号の改正として不十分だった」（同準備書面61、62ページ。以下「原告ら主張③」という。）として、指針類及び省令62号に問題があったと主張する。

しかしながら、以下で述べるとおり、指針類及び省令62号が不合理であったとは認められないのであり、原告らの前記主張は失当である。

2 指針類と省令62号の関係

被告国第1準備書面第2の2及び3（5～33ページ）で述べたとおり、原子炉の設置、運転等に関する安全規制は、段階的安全規制の方法が採用されており、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（以下「安全設計審査指針」という。）及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（以下「耐震設計審査指針」という。）は、原子炉の設置等許可処分後の安全審査において用いられる指針であり、基本設計ないし基本的設計方針に関するものであるのに対し、省令62号は、設置等許可処分後の後段規制において原子力事業者が原子炉施設をそれに適合するように求められる技術基準であり、詳細設計に関するものである。上記各指針は、詳細設計に関して定めたものではないから、経済産業大臣による後段規制において直接適用されるものではない。したがって、仮に各指針の内容が不合理であったとしても必ずしも省令62号に基づく経済産業大臣の規制権限の行使、不行使が不合理となるものではない。また、耐震設計審査指針が最新の科学的・技術的知見に基づいて策定、改訂されたからといって、必ずしも省令62号を改訂する責務を負うわけではない。

もともと、技術基準を定めた省令62号は、原子炉施設の基本設計ないし基

本的设计方針に関わる事項について原子力安全委員会が定めた指針を前提として、原子炉施設の詳細設計に係る審査基準を定めたものであるから、技術基準の内容は、上記各指針と整合的に解されるべきである。例えば、平成13年安全設計審査指針の指針2第2項の「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること」との規定と津波を含む「想定される自然現象（中略）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定する省令62号4条1項とは、整合的に解釈されるべきものである。また、省令62号4条1項は、平成18年耐震設計審査指針の指針8の「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」を「十分考慮したうえで設計されなければならない」との規定とも整合的に解釈されるべきである。

したがって、耐震設計審査指針が最新の科学的・技術的知見に基づいて改訂された場合には、それと整合的に解すべき省令62号の当該規定は、改訂後の指針の規定に沿った解釈がされなければならないし、改訂後の指針の規定と省令62号の規定が矛盾、抵触する場合には、省令62号の当該規定を改訂する必要が生じるものと考えられる。

3 「残余のリスク」への対策は法規制の対象とされておらず、これを省令62号に盛り込むことはできなかったこと（原告ら主張①について）

(1) 耐震設計審査指針における本文と解説の関係について

耐震設計審査指針は、被告国第1準備書面第2の3(2)イ(i)(26ページ)で述べたとおり、発電用軽水型原子炉施設の設置許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として昭和53年9月29日に原子力委員会が定めたものであり、その後、昭和56年7月20日、さらに平成

13年3月29日に改訂されたものであるが、いずれにも耐震設計審査指針の本文に「解説」が付されている。

この点、耐震設計審査指針の本文と解説の扱いについて明らかにされたものはなく、一般に解説とは本文の意味内容を補足的に説明するものであることに鑑みれば、耐震設計審査指針は、本文のほか解説がその意味内容を補足的に説明するものである限り、それも含めて全体として原子炉設置等許可処分に当たっての「審査基準（申請により求められた許認可等をすかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準）」（行政手続法2条8号ロ）に当たると解される。

もともと、平成18年耐震設計審査指針（丙A第10号証の2）の「2. 適用範囲」においては、「なお、許可申請の内容の一部が本指針に適合しない場合であっても、それが技術的な改良、進歩等を反映したものであって、本指針を満足した場合と同様又はそれを上回る耐震安全性が確保し得ると判断される場合は、これを排除するものではない」とされており（平成18年改訂前のものも同旨。同号証の1「2. 適用範囲」）、原子力安全委員会はもちろん、処分行政庁においても、安全審査に当たって同指針をどのように適用するかについて専門技術的裁量が認められている。

また、平成18年耐震設計審査指針においては、「残余のリスク」について、本文に規定はなく、「3. 基本方針」において『『残余のリスク』の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである』とされている。この点について、平成18年耐震設計審査指針の決定と同日付けで原子力安全委員会が決定した『『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』等の耐震安全性に係る安全審査指針類の改訂等について』（丙A第65号証）においては、『『残余のリスク』

（中略）の定量的評価の結果を設置許可申請の段階で提示するとの規定にはなっていないが、（中略）安全審査とは別に、行政庁において、『残余の

リスク』に関する定量的な評価を実施することを当該原子炉設置者に求め、その結果を確認することが重要と考える。」としているとおり、「残余のリスク」については安全審査に当たっての基準とはされておらず、飽くまで行政指導の対象とされていたにすぎなかった。

(2) 耐震設計審査指針においても「残余のリスク」を小さくすることが努力目標とされていたにすぎず、法規制とはされていなかったこと

前記(1)で述べたとおり、「残余のリスク」については、耐震設計審査指針の解説において、「合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである」とされていることから明らかなおお、飽くまでこれを考慮することは努力目標とされていたにすぎない。『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』等の耐震安全性に係る安全審査指針類の改訂等について

(丙A第65号証)においても、「安全審査とは別に、行政庁において、『残余のリスク』に関する定量的な評価を実施することを当該原子炉設置者に求め、その結果を確認することが重要と考える。」としているとおり、「残余のリスク」については安全審査に当たっての基準とはされていなかったのであり、法規制の対象とはされていなかった。そのため、被告国は、原子力事業者に対し、飽くまで将来の確率論的安全評価の安全規制への導入の検討に資する情報とするため、「残余のリスク」を評価し、これを報告することを行政指導として求めていたにすぎない。

(3) 小括

以上のおお、耐震設計審査指針において、「残余のリスク」の存在を認識し、これを可能な限り小さくすることが努力目標とされていたにすぎず、法規制の対象とはされていなかったのであるから、指針類と整合的に理解すべき省令62号にこれを盛り込むことはそもそもできなかった。これを改正しなかったことの違法をいう原告らの主張は、その前提を誤っているといわざるを得ず、失当である。

4 地震及び津波との関係で省令62号8条の2及び33条4項並びに16条5号及び33条5項は問題とならないこと（原告ら主張②③について）

(1) はじめに

原告らは、省令62号8条の2及び33条4項並びに16条5号及び33条5項が、「地震と津波の同時発生」を原因とする原子炉施設への損傷等の危険を考慮していなかったとして、これらの省令62号の各規定を改正しなかったことを違法と主張する。

しかし、以下に述べるとおり、地震及び津波に対する設計上の考慮は、安全設計審査の「指針2. 自然現象に対する設計上の考慮」及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針並びにこれらと整合的に理解されるべき省令62号4条及び5条によってなされていたのであって、省令62号8条の2及び33条4項並びに16条5号及び33条5項が問題となるものではないから、原告らの主張は失当である。

(2) 指針類の基本的な考え方及びそれを前提とする省令62号の考え方

ア そもそも、省令62号4条は、安全設計審査指針2の2項を、省令62号5条は、安全設計審査指針2の1項及び耐震設計審査指針を、それぞれ前提とし、省令62号8条の2及び33条4項は、安全設計審査指針9の2項及び3項並びに指針48の3項を、省令62号16条5号及び33条5項は、安全設計審査指針27を、それぞれ前提とする規定である。

イ 福島第一発電所事故当時の安全設計審査指針2の1項は、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること」を求め、また、同2項は、津波を含む地震以外の自然現象（外部事象）について、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない

設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も過酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を組み合わせた場合を考慮した設計であること。」を求めている。そして、かかる安全設計審査指針を踏まえ、原子炉の設置許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から、別途、耐震設計審査指針が策定されている。耐震設計審査指針は、地震について「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれであるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない。」（平成18年耐震設計審査指針「3. 基本方針」）等の基本方針に基づいて、耐震安全性の確保を要求していた。また、津波についても、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」（平成18年耐震設計審査指針「8. 地震随伴事象に対する考慮」（2））という基本的方針に基づいて、津波に対する安全性の確保を求めている。このように、地震及び津波という自然現象（外部事象）に対しては、安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針において、設置（変更）許可時点の科学的知見を踏まえた判断として安全性が確保されることを求めることとしていた。

そして、このように、想定される自然現象（地震及び津波）に対しては、安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針が定められ、これらにおいて原子炉施設の安全性が損なわれないことを求めているのであるから、想定される自然現象（地震及び津波）に対する原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に係る事項は、飽くまで安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針に基づき審査されるのである（なお、想定を超えた地震及び

津波についての対策は、シビアアクシデント対策となるところ、シビアアクシデント対策が炉規法による規制の対象とはされておらず、省令62号に基づく法規制を行うことができなかったことは前記第5の1（36～44ページ）で述べたとおりである。。

したがって、安全審査において、安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針の要求を満たせば、想定される地震及び津波という自然現象（外部事象）を原因とする安全機能の喪失はおよそ考えられないのであるから、かかる地震及び津波という自然現象（外部事象）に対する安全性の考慮は、安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針によるというのが指針類の基本的な考え方なのである。

ウ 他方で、安全設計審査指針9の2項及び3項は、「重要度の特に高い安全機能を有する系統」については、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であることを求め（同2項）、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であることを求めている（同3項）。また、安全設計審査指針48条の3項は、非常用所内電源系についても、多重性又は多様性及び独立性を有し、その系統を構成する機器の単一故障を仮定しても、①運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく原子炉を停止し、冷却すること、②原子炉冷却材喪失等の事故時の炉心冷却を行い、かつ、原子炉格納容器の健全性並びにその他の所要の系統及び機器の安全機能を確保することを確実にを行うのに十分な容量及び機器を有する設計であることを求めている。そして、それでも全交流動力電源喪失という事態になった場合に備え、安全設計審査指針27は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であることを求めている。

前記イで述べたとおり，地震及び津波という自然現象（外部事象）に対する原子炉施設の安全性については，安全設計審査指針 2 及び耐震設計審査指針が別途定められており，これらにおいて考慮するというのが指針類の基本的な考え方なのであるから，かかる自然現象（外部事象）に対しては，安全設計審査指針 2 及び耐震設計審査指針が問題となるにすぎないのであって，安全設計審査指針 9 の 2 項及び 3 項，同 4 8 の 3 項，同 2 7 が問題となる余地はないのである。

(3) 小括

そして，指針類と省令 6 2 号は整合的，体系的に理解されるべきものであるから，地震及び津波という自然現象（外部事象）については，飽くまで安全設計審査指針 2 及び耐震設計審査指針が問題となるにすぎず，安全設計審査指針 9 の 2 項及び 3 項並びに同 4 8 の 3 項や，同 2 7 が問題とならない以上，これらと整合的，体系的に理解されるべき省令 6 2 号においても，地震及び津波という自然現象（外部事象）について問題となるのは，4 条及び 5 条であり，8 条の 2，1 6 条 5 号，3 3 条 4 項及び 5 項は問題となり得ないのである。

以上のとおり，原告らの上記主張は，指針類の基本的な考え方及びそれを前提とする省令 6 2 号の考え方を誤解しているもので失当である。

なお，平成 1 8 年時点において，福島第一発電所事故の予見可能性がなく，省令 6 2 号 4 条の「想定される（中略）津波（中略）により原子炉の安全性を損なうおそれ」があるとは認められず，同条違反を理由とする技術基準適合命令を発令することができなかつたことは，これまで述べたとおりである。

5 原子炉施設の安全確保に当たっては，地震と津波の同時発生による原子炉施設への損傷等の危険も考慮されていること（原告ら主張②③について）

前記 4（5 9～6 2 ページ）のとおり，地震及び津波という自然現象（外部事象）については，安全設計審査指針 2 及び耐震設計審査指針，これらと整合

的、体系的に理解されるべき省令62号4条及び5条が問題となるところ、原子炉施設の安全確保に当たっては、これらの規定により、地震と津波の同時発生による原子炉施設への損傷等の危険も考慮されているのであり、平成18年耐震設計審査指針が「地震と津波の同時発生による施設への損傷及びそれによる施設外への放射性物質の拡散等の危険について、なんら規定していない」(原告ら準備書面(11)47ページ)との原告らの主張は失当である。

すなわち、平成13年安全設計審査指針の指針2の1項は、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるときともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること」を求め、また、同2項は、津波を含む地震以外の自然現象(外部事象)について、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。」を求めている。そして、平成18年耐震設計審査指針は、耐震安全性の確保を要求し、地震随件事象として、津波に対する安全性の確保も求めている。このように、地震及び津波という自然現象(外部事象)に対しては、平成13年安全設計審査指針の指針2及び耐震設計審査指針において、安全性が確保されることを求めている。

上記のように津波が「地震随件事象」とされているとおり、津波が地震に伴って発生し得るものであることは自明のことであり、地震とそれに伴う津波が同時に原子炉施設に影響を与え得ることも明らかであって、原子炉施設の安全確保に当たってその点が無視されていたわけではない。平成13年安全設計審査指針の指針2の2項にいう「自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件」を考慮するに当たっては、「過去の記録、現地調査の結果等を参考にして、必要

のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。」(丙A第9号証18ページ)とされており、必要がある場合には、地震と津波とを重畳して「自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件」を考慮することとしている。また、昭和45年安全設計審査指針においても、指針2.2(2)における「自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力」を考慮するに当たっては、「自然条件のうちのそれぞれのものは、出現頻度、程度、継続時間等に関する過去の記録を参照にして設計上適切な余裕が考慮される場合には、必ずしも異種の自然条件を重畳して設計基礎とする必要はない。」(丙A第7号証8ページ)とされており、単独の自然条件に対して、出現頻度等に関する過去の記録を参照し、設計上適切な余裕があると認められない場合には、異種の自然条件を重畳して考慮することを求めている。同指針策定前の福島第一発電所1ないし3号機における設置(変更)許可処分においても、同様の考え方に基づいて調査審議が行われ、安全性が十分確保し得るものと認められたものである。

したがって、原子炉施設の安全確保に当たっては、地震と津波の同時発生による原子炉施設への損傷等の危険も考慮されているのであり、原告らの前記主張は失当である。

6 指針及び省令62号において短時間の全交流電源喪失を規定したことが不合理ではないこと(原告ら主張③について)

前記4(59～62ページ)で述べたとおり、地震及び津波という自然現象(外部事象)については、飽くまで安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針が問題となるにすぎず、安全設計審査指針27が問題となることはなく、これらと整合的、体系的に理解されるべき省令62号においても、地震及び津波という自然現象(外部事象)について問題となるのは、4条及び5条であり、16条5号及び33条5項は問題となり得ない。この点をおいても、以下で述べるとおり、安全設計審査指針27及びこれと整合的、体系的に解されるべき省令62号16条5号及び33条5項が短時間の全交流電源喪失を規定したこと

が不合理なものであったとはいえない。

(1) 省令62号16条5号及び33条5項が安全設計審査指針27を前提としていること

平成18年当時の省令62号16条は「原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。」とし、その5号において「原子炉停止時（短時間の全交流動力電源喪失時を含む。）に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備」と規定していた。また、33条5項は、「原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。」と規定していた。

これらの規定は、いずれも短時間の全交流電源喪失時（16条5号についてはそれを含む原子炉停止時）に機能するために施設しておかなければならない設備について規定したものであって、長時間の全交流電源喪失の場合について規定したものではない。

安全設計審査指針27は、電源喪失に対する設計上の考慮として、「原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること。」と定めていた。省令62号16条5号及び33条5項は、安全設計審査指針27を前提として規定されたものである。

(2) 短時間の全交流電源喪失を規定したことが不合理ではないこと

ア 原告らの主張

原告らは、原子力安全委員会が策定した平成13年安全設計審査指針27について、「強い地震動とこれに伴う津波による浸水の可能性を前提とすれば、短時間（30分以内）に『送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できる』とは到底いえないのであり、前記指針は、その前提

を誤っている」ものであり（原告ら準備書面(11)72ページ）、省令62号16条5号及び33条5項が短時間の全交流電源喪失のみを考慮しているのは、指針27の誤りをそのまま引き継いだものであると主張する（同準備書面61、62ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、短時間の全交流電源喪失について規定した指針及び省令62号は不合理といえない。

イ 原子炉施設においては、全交流電源喪失事象の発生を防止するため、様々な設計上の要求を課しており、そもそも全交流電源喪失事象の発生頻度は非常に低いと考えられていたこと

そもそも、原子炉施設においては、その施設全般について平成13年安全設計審査指針9において、電気系統について同指針48において、全交流電源喪失を防ぐための設計を求めている。

具体的には、同指針48の1項において、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器がその機能を達成するために電源を必要とする場合、「外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること」を求めている。ここに、「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」とは、具体的には、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（丙A第66号証）において、クラス1PS-1（例えば「原子炉冷却材圧力バウンダリ機能」）、クラス1MS-1（例えば「炉心冷却機能」）、クラス2MS-2の一部（例えば「燃料プール水の補給機能」）に分類されたものをいう。また、同指針48の2項において規定する外部電源系については、同指針2及び耐震設計審査指針により耐震基準をCクラスとし、一般産業施設と同等の耐震安全性を求めた上で、安全設計審査指針48の2項において、「2回線以上の送電線により電力系統に接続された設計であること」を求めている。さらに、安全設計審査指針48の3項において規定する非常用所内電源系

については、同指針2及び耐震設計審査指針により耐震基準をSクラスとして最も高い耐震安全性を求めた上で、安全設計審査指針48の3項において、「多重性又は多様性及び独立性を有し、その系統を構成する機器に単一故障を仮定」しても、「運転時の異常な過渡変化時」において、設計範囲内で「原子炉を停止し、冷却すること」及び「原子炉冷却材喪失等の事故時」には「炉心冷却を行い、かつ、原子炉格納容器の健全性及びにその他の所要の系統及び機器の安全機能を確保すること」を「確実に行うのに十分な容量及び機能を有する設計であること」を求めている。

加えて、原子炉施設全般について「信頼性に関する設計上の考慮」を規定した平成13年安全設計審査指針9の2項及び同3項において、「重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計」であり、「その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること」を求めている。

このように、原子炉施設においては、平成13年安全設計審査指針9及び同48において、全交流電源喪失事象の発生を防止するため、様々な設計上の要求を課しており、そもそも全交流電源喪失事象の発生頻度は非常に低いと考えられていた。

その上で、平成13年安全設計審査指針は、上記防止策にもかかわらず、万が一にも全交流電源喪失事象が発生した場合に備えて、同指針27において、外部電源ないし非常用交流電源設備（非常用ディーゼル発電機）が復旧するまでの間、直流電源を用いることで制御可能な冷却設備を運転させて炉心の冷却を維持できるように設計上の考慮を求めている。

このように、全交流電源喪失事象については、平成13年安全設計審査指針9及び同48において、その発生を防止するため様々な設計上の要求

を課しており、全交流電源喪失の発生頻度は非常に低いと考えられていた。すなわち、複数回線で接続された外部回線の修復が長期間にわたり期待できず、しかも、非常用所内電源系の系統又は機器の全ての機能が阻害され、その修復が長期間にわたり期待できないという事態が同時に発生することはおおよそ想定し難いと考えられたのである。その上で、万が一にも発生するかもしれない短時間の全交流電源喪失について規定した指針27が、不合理であったとはいえない。

ウ 我が国の外部電源系は外国と比べて信頼性が高く、非常用電源の信頼性も高かったものであり、全交流電源喪失に関して実際に執られていた措置を見ても、短時間の全交流電源喪失について規定したことが不合理といえる状況にはなかったこと

また、昭和52年以後の原子炉施設の安全審査においては、全交流電源喪失事象の発生を防止するため、様々な予防策を講じているにもかかわらず、全交流電源喪失が発生した場合にも、原子炉を安全に停止し、交流電源を必要としない系統、機器を、必要な直流電源の蓄電池を用いて制御することにより、原子炉を一定時間にわたって冷却することが可能となるように設計されているかを審査しており、安全設計審査指針27が規定する「短時間」とは30分間以下のことであると解釈する慣行がとられてきた（甲A第2号証・本文編413ページ）。

しかし、平成5年6月、原子力安全委員会の原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループは、全交流電源喪失事象に関して国内外の原子力プラントについての規制上の取扱いや、事故故障事例等の調査を行い、その結果を「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」（甲A第54号証）に取りまとめた。それによれば、外部電源喪失頻度について、我が国の実績は約0.01／

炉年*1で米国の約0.1/炉年に比べて10分の1と格段に低かった。外部電源復旧時間についても、米国では1989年（平成元年）までの統計で復旧に最大19時間を要した事例があるのに対し、我が国における昭和63年3月末までに生じた外部電源喪失事象3件においては、非常用ディーゼル発電機（同号証においては「EDG」と表記）による給電に成功し、全て30分以内に外部電源が復旧しており、米国と比べても外部電源系の信頼性が高かったことに加え、非常用ディーゼル発電機の起動失敗確率も、当時の直近10年間の実績において、米国が約 2×10^{-2} /demand*2であるのに対し、我が国では 5.5×10^{-4} /demandであり、米国に比べて約36分の1にすぎず、我が国の非常用ディーゼル発電機の信頼性は高いとされていた。さらに、直流電源（非常用蓄電池等）については、全交流電源喪失後30分の時点で、負荷の一部を切り離すことにより約5時間以上の給電能力を有するとされており、それまで故障事例はなく、信頼性は高く維持されていると評価されていた（以上につき、同号証18, 19, 27ページ）。

したがって、全交流電源喪失に関して実際に執られていた措置を見ても、短時間の全交流電源喪失について規定した指針27が不合理であるというべき状況にはなかった。

エ 小括

以上のとおり、全交流電源喪失事象については、その発生を防止するた

*1 炉年とは、各原子炉の稼働年数を合計したものをいう。外部電源喪失事象頻度が約0.01/炉年とは、対象となる原子炉の稼働年数を合計したものを100年とした場合に、その間に外部電源喪失事象が発生する頻度が約1回であることを意味する。

*2 作動要求当たりの機能失敗確率を表す。 10^{-2} /demand は、1回の作動要求に対して機能しない確率が100分の1であることを意味する。

め、平成13年安全設計審査指針9及び同48において様々な設計上の要求を課すことにより、発生頻度が非常に低いと考えられたにもかかわらず、そのような事態に備えて同指針27を設けたものであり、実際に執られた措置を見ても、我が国においては外部電源系及び非常用ディーゼル発電機の信頼性が高かったことからすれば、同指針27において短時間の全交流電源喪失を規定したことが不合理なものであったとはいえない。したがって、同指針27と整合的、体系的に解されるべき省令62号16条5号及び33条5項においても、短時間の全交流電源喪失を規定したことが不合理なものであったとはいえず、原告らの上記主張は失当である。

7 福島第一発電所事故後の省令62号の改正等の措置を同事故前に行わなかったことが著しく合理性を欠くとは認められないこと

これまで述べてきたとおり、原告らが被告国の規制権限不行使の違法を主張する平成14年あるいは平成18年当時、本件地震に伴う津波と同規模の津波はもとより、福島第一発電所1号機から4号機の敷地高さ（O. P. +10メートル）を超える高さの津波についても到来することの予見可能性は認められなかった。また、シビアアクシデントの発生の可能性は工学的には考えられない程度に小さく、シビアアクシデント対策は、炉規法上対象とはされておらず、省令62号に規定することはできない状況下においても、被告国は、行政指導により原子力事業者に対してシビアアクシデント対策の整備を求め、十分低いと考えられたリスクを更に低減するよう努めていた。平成23年の省令62号の改正や技術基準規則の制定等の措置は、それまで予見できなかった本件地震に伴う津波によって福島第一発電所事故が発生したこと及び平成24年の炉規法等の改正を受けて執られたものである。

これらの事情からすれば、平成23年以降に省令62号等で規定された対策を平成18年までに設けていなかったことが、平成14年あるいは平成18年当時の知見に照らし、著しく合理性を欠くものであったとは認められない。

第7 経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を是正するために、省令62号に新たな規定を設け、これに適合するよう技術基準適合命令を発令することはできなかったこと

1 はじめに

原告らは、本件において、経済産業大臣は、平成14年、遅くとも平成18年までに、電気事業法39条に基づく技術基準省令の制定（改正）権限及び同40条に基づく技術基準適合命令の発令権限を行使して、津波に対しても原子炉の安全を確保し得る内容、あるいはシビアアクシデント対策として万が一にも交流電源を供給する設備の機能が喪失した場合においても、直ちにその機能が復旧できるようにするため、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じることを求める内容の技術基準を定め、福島第一発電所をこの技術基準に適合させるよう、被告東電に対し、技術基準適合命令を発令すべきであったと主張する（訴状105、106ページ、原告ら準備書面(14)14～16ページ）。

しかし、以下に述べるとおり、原告らが技術基準に定めるべき内容として主張する事項は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項であり、それらの事項は、そもそも詳細設計の妥当性に関する技術基準に新たな規定を設け、これへの適合を求めて技術基準適合命令を発令することはできないものであるから、原告らの主張は、その前提において失当である。

2 炉規法の段階的規制の仕組み

(1) 炉規法の安全規制において段階的規制の体系が採られていること

ア 被告国第1準備書面第2の3(1)ア(イ)（16、17ページ）のとおり、実用発電用原子炉施設に関する炉規法及び電気事業法による安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じて、原子炉施設の設置、変更の許可（炉規法23条～26条）、

設置工事の計画の認可（電気事業者法47条）、使用前検査（同法49条）、保安規定の認可及び保安検査（炉規法37条）、定期検査（電気事業者法54条）、定期安全管理検査（同法55条）、立入検査（同法107条1項）等の各規制を設けている。

すなわち、炉規法における安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至る過程までを段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全の確保を図るといふ、段階的安全規制の体系が採られている。

イ 原子炉の設置許可に係る安全審査は、前述した段階的安全規制の冒頭に位置づけられており、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査、判断するものであり、これに続く原子炉施設の細部にわたる具体的な設計や原子炉施設の建設・工事の前提となる基本的事項を確定する機能を有するものである。

この設置許可処分時における安全審査の段階で、原子炉施設の基本設計及び基本的設計方針の妥当性が認められた場合は、その後の安全規制の段階では、基本設計及び基本的設計方針が妥当であることを前提に、これを土台として策定された詳細設計の妥当性や安全性が審査された上で、工事計画の認可を経て、この認可に係る詳細設計に従って実際の原子炉施設の建設・工事が行われることになる。また、原子炉の建設工事が終了しても、詳細設計に照らして行われる使用前検査に合格し、保安規定の認可を受けた後でなければ、原子炉の運転を開始することはできない。さらに、原子炉の運転開始後においても、施工された具体的な部材、設備、機器等の強度、機能に問題がないかどうか、あるいは、運転・保安体制が適切であるかどうか等が保安検査、定期検査、定期安全管理検査及び立入検査において確認される仕組みとなっている。

このように、実用発電用原子炉に関する炉規法及び電気事業者法による安

全規制は、設置許可処分に当たっての安全審査により、その土台となる基本設計及び基本的設計方針の妥当性が審査され、これに続く後段規制では、基本設計及び基本的設計方針が妥当であることを前提として、詳細設計の安全性に問題がないか否か、更には具体的な部材、設備、機器等の強度、機能の確保が図られているか否かといったより細緻な事項へと段階を踏んで審査がされる方法が採用されているのである。そして、この段階的な安全規制の下においては、基本設計ないし基本的設計方針は、後段規制に対し、基本的な枠組みを与えるものとして機能するものである。

ウ この点に関し、伊方原発訴訟最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ）も、原子炉設置許可処分の取消訴訟において、炉規法第4章所定の原子炉の設置、運転等に関する規制及び電気事業法による規制を概観した上で、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（27条〔引用者注：炉規法27条〕）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解すべきである。右にみた規制法（引用者注：炉規法）の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。」と判示している（高速増殖炉もんじゅの設置許可処分の無効確認訴訟の最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671ページも、伊方原発訴訟最高裁判決と同様に、段階的安全規制を前提とした判示をしている。）。

エ 本件に即して、福島第一発電所1号機から4号機の設置許可処分における基本設計ないし基本的設計方針に係る安全審査のうち、津波に対する安全性の審査について見ると、以下のとおりである。

(7) まず、1号機の原子炉設置許可処分に係る安全審査においては、立地条件として「海象」について調査審議され、波高の記録として、水深約10メートルにおいて最高約8メートルという記録（昭和40年台風28号）があり、潮位の記録として、小名浜港（敷地南方約50キロメートル）における観測記録によれば、チリ地震津波（昭和35年）の最高3.1メートルがあることが指摘されている。なお、同審査においては、「地震」についても調査審議され、過去の記録によると、福島県近辺は、会津附近を除いて全国的に見ても地震活動性の低い地域の一つであり、特に原子炉敷地附近は地震による被害を受けたことがないことがそれぞれ指摘されている。その上で、審査の結果、「本原子炉の設置に係る安全性は十分確保し得るものと認める」と結論づけられている（丙A第67号証）。

2号機及び3号機の原子炉設置（変更）許可処分に係る安全審査においても、1号機と同様に地震、津波について調査審議がされた上で安全性が十分確保し得るものと認められている。

(4) 4号機の原子炉設置（変更）許可処分における安全審査においては、昭和45年安全設計審査指針（丙A第7号証）が用いられているところ、同指針においては、「2.2 敷地の自然条件に対する設計上の考慮」として、「(1)当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること。(2)安全上重大な事故が発生したとした場合、あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のごとく、事故による結果を軽減もしくは抑制するために安全上重要かつ必須の系および機器は、その敷地および周辺地域において、過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を

加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であること。」を定めている。

そして、4号機の原子炉設置(変更)許可処分に係る安全審査においても、昭和45年安全設計審査指針を踏まえ、地震、津波について調査審議がされた上で安全性が十分確保し得るものと認められている。

(ウ) このように、福島第一発電所1号機から4号機については、いずれも、原子炉設置(変更)許可処分時に行われる基本設計ないし基本的設計方針の安全審査において、津波に対する安全性が確保されていることが確認されている。

(2) 段階的安全規制における技術基準適合命令

ア 段階的安全規制における技術基準の位置づけ

実用発電用原子炉について、電気事業者は、電気事業法39条に基づき、実用発電用原子炉施設に係る事業用電気工作物につき技術基準適合維持義務を負い、原子力規制委員会等は、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、実用発電用原子炉施設の一時使用停止命令を含む技術基準適合命令を発令することができる。

前記の技術基準は、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が原子炉設置許可の段階で確認されていることを前提に、これを踏まえた詳細設計に基づき、工事がされ、使用に供される事業用電気工作物の具体の部材、設備等の技術基準として省令62号により定められているものであり、工事計画認可(電気事業法47条3項1号)、使用前検査(同法49条1項、2項)等の規制の基準とされるものである。すなわち、電気事業法47条3項は、「主務大臣は、前二項の認可(引用者注：工事計画認可及び工事計画変更認可)の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。一 その事業

用電気工作物が第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。」と規定し、事業用電気工作物の技術基準適合性を工事計画認可の要件の一つとして定めている。また、同法49条2項は、「前項（引用者注：使用前検査）の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。一（略）二 第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。」と規定し、同じく技術基準適合性を使用前検査に合格するための要件の一つとして定めている。

また、原子炉施設に利用された部材、設備等の経年劣化や磨耗等により当該原子炉施設の機能や安全性が損なわれない状態を維持するため、電気事業法39条は、電気事業者に対し、技術基準維持義務を課しており、定期検査及び立入検査において、それらの部材、設備等の技術基準適合性の有無が確認されることになる。

このように、後段規制の段階では、技術基準が、事業用電気工作物としての原子炉施設の工事計画認可から運転開始後に至るまでの全段階にわたり、当該原子炉施設の具体の部材、設備等の安全性を確保するための基準として位置づけられ、機能しているのである。

イ 技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合についてのみその是正を図るものであること

電気事業法40条は、同法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定していることを受け、「主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限するこ

とができる。」と規定している。この文理に照らせば、同条が事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認められる場合に、これを技術基準に適合させるための措置を命ずることを規定した趣旨であることは明らかである。同条はもとより電気事業法のその他の規定を見ても、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針が炉規法24条1項4号の設置許可の基準に適合しないことが明らかになった場合に、技術基準適合命令を発して当該基本設計ないし基本的設計方針の是正を命ずることができる」と解し得るような規定は存在しない。

このように、福島第一発電所事故当時の法令上、技術基準は、飽くまで後段規制において、事業用電気工作物の具体の部材、機器等の機能や安全性等を維持するための基準として位置づけられているものであり、技術基準適合命令は、後段規制により原子炉施設の安全確保を図る方策として、この技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていたのである。

3 経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題を、技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかったこと

(1) 以上の検討によれば、炉規法及び電気事業法は、後段規制においては、設置許可処分の際の安全審査において基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が確認されていることを前提に、電気事業者に対し、事業用電気工作物としての具体の部材、機材等の性能、機能等の技術基準維持義務を課すとともに、技術基準適合性が維持されていない場合には、必要に応じて技術基準適合命令を発することによってこれを是正する仕組みを採用しているものである。基本設計ないし基本的設計方針の安全性は後段規制の前提であって、これに関わる問題については後段規制の対象となり得ず、事後的に問題が生じた場合であっても、それについて後段規制としての技術基準適合命令によって是正する仕組みは採られていないのである。

したがって、仮に、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合には、この問題を省令62号の改正や技術基準適合命令により是正する余地はない。

- (2) これを本件に即して見ると、原告らが講じるべきとする措置のうち、原告ら準備書面(14)14ページにおいて津波による浸水から全交流電源喪失を回避するための対策として主張する後記①ないし③の各措置については、次のとおり、いずれも、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であることは明らかである。

ア まず、原告らの主張する①津波が原子炉の敷地に遡上することを未然に防止する対策を講じること（防潮堤の設置など）は、原告らが未然に防止する対策を講じるべきであると主張する内容が具体的にどの程度の津波に対応する防潮堤を要求しているのか明らかではないが、本件地震に伴う津波（O. P. +約11.5～約15.5メートル）と同程度の津波又は福島第一発電所の建屋の敷地高さを前提にした津波（O. P. +10メートル）の到来を防止し得る対策を講じることが求められるというものであるとすれば、当該措置は、安全審査において、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針について確認すべき事項の一つである、自然的立地条件との関係をも含めた事故防止対策を根本的に変更することになるため、基本設計ないし基本的設計方針に係る措置となる。そのため、設置許可処分において安全性が確認された基本設計ないし基本的設計方針を前提として、その詳細設計について規制すべき省令62号について、これを改正することにより、あるいは、これを改正した上で電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により、これを是正することはできなかったものである。

イ また、原告らの主張する、②敷地への津波の遡上があったとしても、海水が（重要な機器が設置された）建屋内に浸入することを防止し得る対策を講じること（防潮扉の設置など）、③建屋内に津波が浸入したとしても、

安全確保のための重要機器が浸水によって機能喪失しないよう対策を講じること（重要機器の水密化や高い位置への設置など）について見ても、福島第一発電所についていえば、いずれも同発電所の建屋の敷地高さを超えて津波が到来することを前提とした措置であり、自然的立地条件との関係をも含めた事故防止対策を根本的に変更することになる。そのため、当該措置は、前記①と同様に、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であるから、設置許可処分において、安全性が確認された基本設計ないし基本的設計方針を前提として、その詳細設計について規制すべき省令62号について、これを改正することにより、あるいは、これを改正した上で電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令することにより、これを是正することはできなかつたものである。

ウ なお、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合には、この問題を省令62号の改正や技術基準適合命令により是正する余地はないが、この問題により既存の原子炉施設が原子炉設置許可の要件を欠くような事態となれば、経済産業大臣は、事業者に対し設置変更許可処分の申請を促す行政指導を行い、当該申請があればこれを許可するか否かを判断し、あるいは容易に想定し難いことではあるが、これに応じて申請しない場合には設置許可処分の取消しにより是正し得るほかないこととなる。

4 改正後の炉規法においては、使用停止等処分を発することによって既存の原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能となったこと

平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置（以下、同規定に定める上記の保安のために必要な措置を併せて「使用停止等処分」という。）を行い得る場合として、現行の電気事業法4

0条と同様に「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定しており、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないと認める場合にも、使用停止等処分をなし得ることを明文で規定した。その詳細は次に述べるとおりである。

(1) 関連する規定

平成24年改正後の炉規法は、その規制対象の分野の一つとして、原子炉の設置、運転等に関する規制（第四章）を規定し、これを試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第一節）と、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第二節）とに分け、第二節において、発電用原子炉の設置、運転等に関して行政庁の許可等の規制を受けるべきものとしている。

そして、同法は、第二節冒頭に発電用原子炉設置の許可についての規定を置き（43条の3の5）、次いで、同法43条の3の6第1項柱書きは、発電用原子炉の設置許可の要件として、「原子力規制委員会は、前条第1項の許可（引用者注：発電用原子炉の設置許可）の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と規定し、同項4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を掲げている。

平成24年改正前の炉規法は、同法73条により、設計及び工事の方法の認可（同法27条）、使用前検査（同法28条）及び施設定期検査（同法29条）等について、発電用原子炉について適用除外としていたが、平成24

年改正後の炉規法は、これらの適用除外を廃し、発電用原子炉についても、同法43条の3の9以下において、工事の計画の認可(同法43条の3の9)、使用前検査(同法43条の3の11)、施設定期検査(同法43条の3の15)等の規制がされるものとし、同法43条の3の14本文は、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」と規定する。

そして、同法43条の3の23は、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、使用停止等処分を命ずることができる」と規定している。

(2) 平成24年改正後の炉規法43条の3の23の趣旨、要件等

上記のとおり、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、使用停止等処分を行い得る場合として、平成24年改正前の電気事業法40条と同様に「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定しており、この規定は、「最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度」を新たに創設したものであるとされている(丙A第68号証4枚目)。すなわち、同法43条の3の23は、発電用原子炉施設が技術基準に適合しない場合に加え、最新の科学技術的知見を反映した設置許可要件として原子力規制委員会規則で定める基準(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準)を使用停止等処分の基準としても位置づけ、これに適合しないと認められる場合には、使用停止等処

分をなし得ることを明文で規定したものである。

- (3) 平成24年改正前の電気事業法40条に基づいて、設置許可処分の要件充足性につき技術基準適合命令を発することができなかったとの解釈は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23との比較という文言解釈や趣旨解釈からも相当であること

このように、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、使用停止等処分の要件として、技術基準に適合しない場合に加え、新たに設置許可処分の基準に適合しない場合を明記した。このことに照らせば、前者の場合のみを技術基準適合命令の要件と定める平成24年改正前の電気事業法40条について、設置許可処分の要件を充足しないことが判明した場合について同条に基づいて技術基準適合命令を発してそれを是正することができなかったとの解釈は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23との比較という文言解釈や趣旨解釈からも相当である。

5 小括

以上のとおり、法令上、経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、省令62号を改正し、これを改正した上で技術基準適合命令を発令することにより是正する規制権限を有していないから、上記①ないし③の事項（78ページ）について省令62号の改正や技術基準適合命令により規制しなかったことの違法を主張する原告らの主張は、基本設計における安全審査の対象事項と後段規制におけるそれとを混同したものといわざるを得ず、失当である。

第8 原告らの求釈明に対する回答

- 1 指針類の位置づけについて（原告らの2014年7月23日付け意見陳述書（被告らの準備書面に対する求釈明）第2の2）

前記第6の2（55、56ページ）で述べたとおりである。

2 シビアアクシデント対策について（同意見陳述書第2の3）

(1) 求釈明事項(1)について

そもそもシビアアクシデント対策を執る主体は被告国ではなく原子力事業者であるが、被告国第2準備書面第4の1（91ページ以下）で述べたとおり、シビアアクシデント対策については、スリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故を受けて、研究が開始され、我が国においても、昭和62年以降、原子力安全委員会の共通問題懇談会における検討等が行われた。平成4年5月28日「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」においては、シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものと考えられつつも、この低いリスクを一層低減するためのものとの位置づけで、被告国は、原子力事業者に対してシビアアクシデント対策を行うよう行政指導により強く奨励していたものである。すなわち、被告国は、原子力事業者においてシビアアクシデント対策を行うことの有効性を認識していたが、原子力事業者に対してシビアアクシデント対策を法規制により求めるべき必要性を認識していたものではない。

(2) 求釈明事項(2)について

前記第5の1（36～44ページ）で述べたとおり、シビアアクシデント対策は、平成24年法律第47号による炉規法の改正により法規制の対象とされたものであり、同改正前においては、我が国の法制度上、シビアアクシデント対策は法規制の対象とはされていなかった。したがって、経済産業大臣が省令62号を改正してシビアアクシデント対策を規定し、技術基準適合命令を発令する権限はなかった。

(3) 求釈明事項(3)について

被告国は、耐震設計審査指針の改訂及び耐震バックチェックを、シビアア

クシデント対策の一環として位置づけているものではない。

耐震設計審査指針は、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計上の考慮を要求したものであり、シビアアクシデント対策を定めたものではない。また、平成18年耐震設計審査指針の「8. 地震随伴事象に対する考慮」も、設計上の考慮を要求すべき津波について定めたものであり、シビアアクシデント対策を定めたものではない。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	

中間指針第1次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18
中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57

放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面		5
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面		5
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面		7
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面		11
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面		14
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置（変更）許可処分	第1準備書面		16
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面		17
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面		19
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面		19
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面		25

平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面		26
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面		30
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		35
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面		1
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面		3
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面		5
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		7
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面		7
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		7
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面		8
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面		13
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面		16
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面		31
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面		33
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面		51

貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面	54	
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面	57	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面	59	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	63	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面	77	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波, 地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	79	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面	79	
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面	1	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面	11	
原告ら準備書面(10)	原告らの2014(平成26)年3月12日付け準備書面(10)	第5準備書面	1	

原告ら準備書面 (13)	原告らの2014(平成26)年5 月7日付け準備書面(13)	第5準備書面		1
筑豊じん肺最高 裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第 三小法廷判決・民集58巻4号10 32ページ	第5準備書面		39
関西水俣病最高 裁判決	最高裁判所平成16年10月15日 第二小法廷判決・民集58巻7号1 802ページ	第5準備書面		40
原告ら準備書面 (11)	原告らの2014(平成26)年3 月5日付け準備書面(11)	第6準備書面		1
原告ら準備書面 (14)	原告らの2014(平成26)年5 月7日付け準備書面(14)	第6準備書面		1
安全設計審査指 針	発電用軽水型原子炉施設に関する安 全設計審査指針	第6準備書面		55
耐震設計審査指 針	発電用原子炉施設に関する耐震設計 審査指針	第6準備書面		55
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の 3の23に定める保安のために必要 な措置	第6準備書面		79

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。